

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 木付 親次

## 1 日 時

令和3年10月11日（月） 午前10時00分から  
午後 3時00分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

木付親次、大友栄二、井上伸史、吉竹悟、今吉次郎、太田正美、後藤慎太郎、駕海豊、古手川正治、麻生栄作、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、小嶋秀行、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、森誠一、三浦正臣、浦野英樹、木田昇、小川克己

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 磯田健、労働委員会事務局長 稲垣守  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

第90号議案令和2年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第92号議案令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第93号議案令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	主任	麻生由香里
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
議事課議事調整班	主査	吉野美穂

# 決算特別委員会次第

日時：令和3年10月11日（月）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

### （1）福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### （2）生活環境部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### （3）労働委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**木付委員長** ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、福祉保健部、生活環境部及び労働委員会事務局の部局別審査を行います。

これより、福祉保健部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

**山田福祉保健部長** 初めに、令和2年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について説明します。

お手元の令和2年度決算特別委員会審査報告書に関する措置状況報告書の3ページをお開き願います。当部の関係で指摘を受けたのは3件で、うち2件は収入未済、1件は保健所の体制強化についての指摘です。

まず、母子父子寡婦福祉資金の収入未済についてです。

この貸付金は母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るものですが、滞納者の多くは期限内の償還が困難な場合でも年月をかけて完納している状況で、昭和28年の制度発足以来の償還率は98.4%となっています。

こうした中で、令和2年度の償還のうち、現年度分については87.3%と引き続き高い水準を維持していますが、過年度分は8.7%となっており、過年度分の収入未済額の縮減が課題です。

そこで、コロナ禍でひとり親家庭の経済状況が厳しくなっていることに配慮しながらも、8月と12月の償還強化月間における長期・大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中実施のほか、平成25年10月以降の貸付分から実施している違約金の徴収等により、納入指導や償還の意識付けの強化を図っています。

また、平成27年度からは最終納付から2年

以上経過している債権の回収を民間の債権回収会社に委託することにより、令和2年度は約182万円を回収することができました。

今後もこのような取組により、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めていきます。

続いて、4ページを御覧ください。

児童措置費負担金の収入未済についてです。

県が児童を児童福祉施設等へ入所措置した場合、措置費の全部又は一部を本人や扶養義務者等の負担能力に応じて負担金として徴収しています。

令和2年度末の収入未済額は約6,855万円となっており、前年度に比べ約753万円増加しています。また、徴収率を見ても、令和2年度は18.9%と前年度に比べ2.1ポイント増加してはいるものの、依然として低い状況が続いています。

これらの原因としては、①保護者の失業、疾病、借金などによる生活の困窮や、②納入意識の乏しい保護者が多く見られることなどがあげられます。

このため、児童相談所では、措置開始のタイミングで保護者への納付指導を徹底することにより、新たな滞納の発生防止に努めてきました。また、市福祉事務所等との連携強化に取り組むとともに、7月、8月、12月を徴収強化月間として催告等を集中実施することで、徴収強化を図ってきました。

なお、令和3年度からは保護者の状況が最も容易に把握できる児童相談所が滞納整理を行うよう業務を見直しました。

こうした取組により、今後とも収入未済の解消と新たな発生防止に努めていきます。

続いて、13ページをお開き願います。

最後に、保健所及び県立病院の体制強化等のうち、保健所関係についてです。

今般のコロナ禍において保健所では、保健師や事務職員の追加配置をはじめとして、他所属への業務協力依頼、外部委託の実施、施設整備

や車両の追加配備などにより体制や機能の強化を図ってきました。

クラスター発生時などには、本庁等から専門職や事務職員を迅速に派遣しています。

また、令和3年度から、感染者の急増に対応するため、保健所に近接する地方機関が臨機に応援職員を派遣する仕組みを構築したほか、県や市町村を退職した保健師や看護師等に感染者の健康観察や相談業務などに協力いただいています。

今後とも、保健所がその役割を十分に果たすことができるよう、臨機かつ柔軟に対策を講じていきます。

続いて、お手元の冊子、大分県長期総合計画の実施状況について（主要な施策の成果（事務事業評価））により、当部の主要事業の執行状況等について説明します。

まず、13ページをお開きください。

中央の病児保育充実支援事業です。

左から2列目の事業名・事業概要・予算額欄にあるように、この事業は、安心して病気の子どもの預けられる環境を整えるため、病児保育を実施する市町村に対し運営費の助成等を行ったものです。

事業の成果についてですが、右端の事業の成果・今後の方針欄にあるように、病児保育の運営費助成のほか、病児保育の従事者研修は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、集合研修に代えて動画を作成し、ホームページやYouTubeで公開するなどの工夫をしました。これらにより、病児保育の充実に取り組みました。

なお、先月、県内全市町村で協定を締結し、今月からは居住市町村以外の病児施設も利用しやすくなりました。同時に、スマートフォンで空き状況の確認や予約ができるよう、ICT化にも取り組み、利用者の利便性向上と施設運営者の事務の効率化を図っています。

次に、20ページをお開きください。

一番下の里親リクルート対策事業です。

この事業は、里親委託を推進するため、里親の新規登録者の確保や里親制度の普及・啓発、

ファミリーホームの開設支援等を行ったものです。

事業の成果ですが、フォーラムや里親口コミ座談会の開催等により、里親制度の普及啓発を図った結果、新規登録申請者は目標の20名を上回る27名を確保することができました。

今後の方針としては、引き続き里親の確保を進めるため、今年度から人口の多い大分市、別府市、中津市、日田市の4市に家庭養護推進員を配置し、地域の里親のターゲット層に向けて、きめ細かなリクルート活動を行う事業、里親リクルート地域連携事業に取り組んでいます。

次に、30ページをお開きください。

一番上のみんなが進める健康づくり事業です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、健康づくりに対する県民意識を醸成するとともに、健康経営事業所の拡大等に取り組み、働く世代の心身の健康づくりを支援したものです。

事業の成果ですが、右上の成果指標のとおり、健康経営事業所の認定数を大幅に増やすことはできましたが、その下の今後の方針に記載したとおり、今後は休養・こころの健康対策に力を入れていくとともに、健康無関心層、特に若い世代の心身の健康づくりを推進するなど、健康寿命のさらなる延伸に向けた取組を進めていきます。

次に、38ページをお開きください。

中央の介護労働環境改善事業です。

この事業は、介護従事者の負担を軽減し、離職防止を図るため、介護事業所の働きやすい職場環境整備を支援したものです。

事業の成果ですが、介護ロボットやICTの導入をはじめ、ノーリフティングケアの普及促進により、介護従事者の業務効率化や身体的・精神的負担の軽減を図ることができました。成果指標については、介護ロボット等を導入した事業所の離職率は12.1%と、目標値を達成することはできませんでしたが、全介護職員の平均である15.4%を下回ることができました。

新型コロナウイルス感染対策により、各事業所の業務負担が増加していることから、引き続き、介護

現場の業務効率化や働きやすい職場環境の整備を支援していきます。

次に、58ページをお開きください。

中央の障がい者就労環境づくり推進事業です。

この事業は、障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業訪問や仕事の切り出し、職場への定着支援等を行ったものです。

事業の成果ですが、障がい者雇用アドバイザーが全業種への企業訪問を行った結果、236人の雇用に結び付きました。また、新規に知的・精神障がい者を雇用する企業に対し研修や奨励金の交付を行った結果、13人の雇用につながりました。

今後の方針ですが、企業向けの障がい者雇用促進ジャーナルを創刊し、企業の障がい者雇用への関心を高めるほか、福祉系事業所を対象に、就労移行コーディネーターによる就職及び定着支援を行い、一般就労の促進を図っていきます。

次に、116ページをお開きください。

一番上の地域共生社会構築推進事業です。

この事業は、地域共生社会の実現を図るため、高齢者や子育て家庭等の多世代交流の促進などを実施したものです。

事業の成果ですが、人材配置や新規立ち上げに必要な経費を支援したことにより、右上の成果指標にもあるように、活動を行う実施主体の増加を図ることができました。

引き続き、多世代交流活動への支援を行うとともに、福祉活動団体や大学等と実務者ネットワークを構築し、好事例の横展開を図っていきます。

次に、150ページをお開きください。

ここからは、新型コロナウイルス感染症対策関係の事業について御説明します。

中央の軽症者等療養体制整備事業です。

この事業は、無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者が療養する宿泊施設を開設・運営したものです。

事業の成果ですが、令和2年度は570名を受け入れました。必要時における早急な施設開設が課題でしたが、事前に協定を結ぶことによ

り、短期間での開設を行うことができました。

なお、第5波のピーク時には、8施設、1,019室を開設し、このうち1施設では臨時的医療施設としての機能も持たせ、対応しました。

続いて、151ページをお開きください。

一番上の感染症予防対策事業です。

この事業は、感染症に関するサーベイランスの実施や、検査体制の整備に加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の設備整備や入院病床の確保に要する経費等の補助を行ったものです。

事業の成果ですが、コロナ患者を受け入れる医療機関における必要資機材や診療体制の整備を行うとともに、検査体制の整備を進めることができました。

なお、令和2年度末時点の入院病床数は367床でしたが、本年度に123床を積み増し、490床の病床を確保しています。

引き続き、新型コロナ対策に万全を期します。

続いて、令和2年度の行政監査及び包括外部監査の結果について御報告します。

まず、行政監査については、当部では指摘等はありませんでした。

次に、包括外部監査の結果について御報告します。

お手元の資料、令和2年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の14ページをお開きください。

当部では25件の指摘事項があったので、その主なものを説明します。

一番上の生活困窮者自立支援事業の作業場所指定通知については、必要な書類が収受されていなかったとの御指摘をいただきました。

今後は、収受漏れを防ぐため、事務処理の執行管理表を作成するとともに、複数人によるチェックを行うよう取扱いを改めました。

次に、17ページをお開きください。

一番上の福祉・介護人材確保対策事業の消費税等仕入額控除税額確定報告書の徴収についてですが、交付要綱で提出を求めている当該報告書の徴求が行われていないとの御指摘をいただきました。

これは、補助金の交付先団体が全て非課税事業者であったことから、当該報告書の徴求が不要であるとの誤った理解をしていたことによるものであり、今後はこうしたミスが起きないように十分注意します。

最後に、18ページをお開きください。

一番下の障がい者就労環境づくり推進事業の雇用アドバイザーについて、各部のアドバイザー等との整理・集約が可能か検討されたいとの御指摘をいただきました。

福祉保健部の障がい者雇用アドバイザーは、地域の中核相談支援機関である障害者就業・生活支援センターに配置しています。法定雇用率対象企業を含む全業種の企業を訪問し、雇用状況や企業ニーズの把握を行い、センター登録者等とのマッチング支援を行っています。

商工観光労働部の障がい者職業訓練コーディネーターや教育庁のジョブコンダクターとは役割が異なるため、それぞれの情報を共有することで、効果的・効率的な体制を検討していきます。

**首藤福祉保健企画課長** 福祉保健部一般会計の歳入歳出決算の主な事項について御説明します。

お手元の令和2年度決算附属調書の5ページをお開きください。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左端、科目欄の中ほど、福祉生活費国庫補助金が49億3,885万1,414円の減となっています。これは増減理由欄の減収となったものの一番上、生活福祉資金貸付事業費補助金において、繰越明許約43.9億円が発生したことなどによるものです。

次に、6ページをお開きください。

科目欄の一番上、保健環境費国庫補助金が18億3,944万5,239円の減となっています。これは増減理由欄の減収となったものの下から2番目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や一番下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、繰越明許約7億円が発生したことや、所要額が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、20ページをお開きください。

不用額についてです。

科目欄の中ほど、福祉生活費の児童福祉費の上から2番目、児童保護費が4億3,315万6,415円となっています。これは、児童養護施設等への入所・措置に要する児童措置費が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、21ページをお開きください。

科目欄の医務費の上から2番目、医療対策費が4億5,655万4,829円となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受け入れる救急医療機関等が行う感染症対策に対して助成する補助金が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、27ページをお開きください。

収入未済額についてです。

科目欄の一番下、福祉生活費負担金が6,854万3,550円となっています。これは、さきほど部長から御説明したとおり、児童を児童養護施設等に入所・措置した場合に徴収する負担金について、納入義務者の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

続いて、特別会計について御説明します。

51ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計における歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

科目欄の上から4行目の国庫負担金が31億96万9,581円の増となっています。これは、国の療養給付費等負担金の交付額が見込みを上回ったこと等によるものです。

次に、その下の国庫補助金及び繰入金がそれぞれ減となっています。これは、被保険者の減少に加え、コロナ禍での受診控えなどもあり、保険給付費が見込みを下回ったため、国から交付される調整交付金のほか、一般会計繰入金が見込みを下回ったことによるものです。

次に、53ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計と母子父子寡婦福祉資金特別会計における不用額についてです。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、科目欄上から4行目の保険給付費等交付金が12億3,972万1,975円となっています。

これは、さきほど申し上げたとおり、被保険者の減少に加え、コロナ禍での受診控えなどもあり、保険給付費が見込みを下回ったことによるものです。

続いて母子父子寡婦福祉資金ですが、その下の科目欄、貸付金が9,829万4,169円となっています。これは、母子家庭等への貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。

次に、55ページをお開きください。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額についてです。

科目欄の上から4行目、貸付金元利収入が9,548万192円となっています。これは、さきほど部長から御説明したとおり、納入義務者である母子家庭等の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

決算附属調書の説明については以上です。

次に、歳出決算の主な事業について御説明します。

別冊の令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の58ページをお開きください。

福祉保健企画課関係について御説明します。

事業説明欄の上から2番目、社会福祉施設等衛生用品確保対策事業費決算額28億8,877万3,989円です。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクや消毒液等の衛生用品を一括購入し、社会福祉施設等に配布するとともに、社会福祉施設等の感染症対策に要する経費を助成したものです。

以降、その他の事業については各所属長から説明します。

**隅田保護・監査指導室長** 決算事業別説明書60ページをお開きください。

保護・監査指導室関係について御説明します。

上段の第2目扶助費の事業説明欄、生活保護費決算額15億3,379万7,923円です。これは、生活保護に要した経費のうち、県に実施責任のある町村分に関するものなどです。

**小野医療政策課長** 決算事業別説明書66ページをお開きください。

医療政策課関係について御説明します。

事業説明欄の一番下、新型コロナウイルス感

染症疑い患者受入体制確保事業費決算額18億2,573万4千円です。新型コロナウイルス感染患者の受入体制整備は、さきほど部長から御説明した感染症予防対策事業費等で支援しました。本事業では、発熱等の症状があり、感染が疑われる患者を速やかに診療につなげるための体制整備として、当該患者を受け入れる救急医療機関等が行う設備整備など感染症対策に要する経費を助成しました。

**山本薬務室長** 決算事業別説明書68ページをお開きください。

薬務室関係について御説明します。

第5項薬務生活衛生費第2目薬務費のうち、事業説明欄の一番上、薬務取締費決算額330万4,784円です。これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬務関係情報システムの運用等に要した経費です。

**中川健康づくり支援課長** 決算事業別説明書73ページをお開きください。

健康づくり支援課関係について御説明します。

第3目予防費のうち、事業説明欄の上から3番目、がん対策推進事業費決算額2,727万9,408円です。これは、がんになっても安心して暮らせる社会を構築するため、県内に6か所あるがん診療連携拠点病院等の機能強化を図るとともに、働くことが可能で意欲のあるがん患者等の就労支援として、医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を補助したものです。

**池邊感染症対策課長** 決算事業別説明書71ページをお開きください。

感染症対策課関係について御説明します。

下段の第2目結核対策費のうち、事業説明欄の一番下、結核地域医療体制強化事業費決算額2,202万7,003円です。これは、結核のまん延を防止し結核罹患率を低下させるため、大分大学医学部附属病院の研修医2名を新たに結核診療医師として養成したほか、住み慣れた地域での結核診療受診を可能とするため、結核診療支援センターを設置し、結核診療相談や診療支援等を実施したものです。

**木内国保医療課長** 決算事業別説明書76ページをお開きください。

国保医療課関係について御説明します。

第5目国民健康保険指導費のうち、事業説明欄の一番上、国民健康保険基盤安定化事業費決算額107億9,706万8,640円です。

そのうち、事業概要の最初の項目である保険基盤安定事業費負担金41億7,500万8,762円については、市町村が低所得者を対象に行う国民健康保険税の軽減措置等に対し、県が定率で負担したものです。

次に、78ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計について御説明します。

第2目保険給付費等交付金について、決算額は975億4,757万9,025円です。これは、国民健康保険事業を円滑かつ確実に実施するため、療養の給付等の市町村が行った保険給付の実績や医療費適正化、国民健康保険税収納率向上に向けた取組等の状況に応じ、市町村に交付したものです。

**阿部高齢者福祉課長** 決算事業別説明書83ページをお開きください。

高齢者福祉課関係について御説明します。

第3目老人福祉費のうち、事業説明欄の上から3番目、自立支援型サービス推進事業費決算額995万5,291円です。この事業は、生活機能が低下した高齢者の要介護状態への移行や悪化の防止を目指し、支援が必要な高齢者が機能改善を行う自立支援型サービスに適切につながる仕組みを構築するため、昨年7月に連携協定を締結したオムロン株式会社のICTシステムを活用したモデル事業を県内4市町で行ったものです。

**一丸こども未来課長** 決算事業別説明書87ページをお開きください。

こども未来課関係について御説明します。

第2目児童保護費の事業説明欄の上から2番目、おおいた子育てほっとクーポン利用促進事業費決算額6,086万4千円です。これは、子育て支援サービスの利用促進を図り、子育て世帯の負担の軽減と多子世帯の子育てを応援す

るため、一時預かりや病児保育など様々なサービスに利用できるおおいた子育てほっとクーポンをお子さんの出生時に配布しているものです。

今年度からは、対象を拡充し、新たにおむつ・ミルクの購入をサービスに追加しています。

**河野こども・家庭支援課長** 決算事業別説明書93ページをお開きください。

こども・家庭支援課関係について御説明します。

事業説明欄の下から4番目、児童虐待防止対策事業費決算額1,995万8,234円です。これは、児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法的対応力の強化を図ったほか、児童相談所が支援する子どもたちの意見表明を受け止める体制を整備したものです。

**藤丸障害福祉課長** 決算事業別説明書99ページをお開きください。

障害福祉課関係について御説明します。

下段の第2目障がい者福祉費のうち、事業説明欄一番下、重度心身障がい者医療費給付事業費決算額9億8,527万6,595円です。これは、障がいの重い方の医療費負担の軽減のため、本人負担分について、県と市町村が2分の1ずつ助成したものです。

なお、令和元年10月から、障がいのある方や御家族の負担軽減を図るため、申請手続を不要とする自動償還払方式に移行しており、令和2年度は初めて1年分の実績が出た年となりますが、自動償還払いの導入により、毎月市町村窓口で申請する必要がなくなり、負担軽減につながったとともに、申請漏れも無くなったことにより前年と比べて給付件数が約1.1倍に増えています。

**渡邊障害者社会参加推進室長** 決算事業別説明書100ページをお開きください。

障害者社会参加推進室関係について御説明します。

事業説明欄の上から4番目、障がい者工賃向上支援事業費決算額3,151万282円です。これは、就労継続支援B型事業所利用者の工賃

向上を図るため、企業団体や地場企業とB型事業所等による協議会を設置し、販路拡大など共同受注体制の構築を支援するとともに、経営の専門家や農業技術を指導するアグリ就労アドバイザーを事業所へ派遣したものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** おはようございます。委員長、さきほどの説明を聞いた結果、若干追加して聞く分もあるから御承認ください。

まず一つ目は、事業別説明書の62ページ、保健所費です。コロナの中で職員の苦労は大変なものと考えられますが、職員の超過勤務状況はどうなっているのか。過労死ラインで言う80時間、100時間の人数とか、非常勤、臨時職員の超過勤務状況はどうか、出退勤管理はどうしているか、教えてください。

2点目は、事業別説明書の67ページ、看護職員就業・定着促進事業費です。どこの医療機関も看護師不足を今回のコロナ禍で痛感していると思いますが、そのために環境整備等いろいろされていると思います。また、給料の引上げも必要と考えますが、どう対応しているのか。

ここからが追加分です。主要な施策の成果の中で新人看護師の離職率が高いとあったが、この理由は。具体的にどういう理由があって、新人看護師がこれだけの離職率、9.2%と出ているのかを教えてください。

3点目は、同じく77ページの後期高齢者医療等推進事業費です。これは、後期高齢者医療保険制度が来年10月から23年3月の間に、単身年収で200万円以上の人などが1割から2割、倍加するわけです。3年間、激変緩和措置があるとしても負担は大きくなると思いますが、県内の対象者は大体何人ぐらいいるのか。また、平均的にどれぐらいの負担増になるのかという点。

事業別説明書77ページ、国民健康保険指導事業費です。5年以内に赤字解消を進めるという国保運営方針の下で大分市は令和4年度に赤字を解消する計画になっていますが、昨年度、また、今年度の取組は具体的にどのようなものがあつたのか、また、市町村の取組はどうか。

最後に、主要な施策の成果の150と151ページ、コロナの入居施設、ホテルを確保したとか、ベッド数がいくらあつたという説明をさきほど部長がされました。ホテル8施設の1,019室、ベッドは490床を確保していると。ホテルは解消したところもあるようですが、そういうホテルとか病院のベッドの現在の確保状況と、第6波が来る可能性は非常に高いということで、その対応策、ホテルとかをすぐ転換できるのかを教えてください。

**首藤福祉保健企画課長** 3点の御質問がありました。

まず職員の超過勤務状況についてです。

県の保健所で令和2年度中に80時間を超える時間外勤務を行った職員は延べ15人、このうち100時間を超えたのは延べ5人でした。また、今年度は4月から9月までの半年間で80時間を超えた職員が延べ86人、100時間超えが延べ38人となっています。

次に、非常勤、臨時職員の超過勤務状況ですが、現在、保健所で任用している臨時職員はいないので、非常勤職員についてお答えします。非常勤職員への時間外勤務命令については原則として認められていませんが、災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合で人事課長が必要と認めるものについては、例外的に時間外勤務を認めることができるとされています。

本年4月下旬からの第4波による患者の急増に対応するため、保健所に勤務する非常勤の保健師や看護師等に対し、一定の条件を満たす場合に限り時間外勤務を命ずることができるよう、人事課長の承認を得ました。これにより、今年の5月、8月、9月において、五つの保健所で延べ16人に時間外勤務に従事していただき、時間数としては、1人当たりの平均で見

ると月14.3時間でした。

それから、出退勤管理についてですが、正規職員については、勤務時間管理システムにより客観的に把握されるパソコンの稼働時間等を踏まえ、各所属の班総括や所属長等が勤務時間の管理を行い、健康管理を行っています。

非常勤職員については、班総括が目視等で出退勤管理を行い、時間外勤務の必要がある場合には本人の承諾を得た上で時間外勤務等命令簿により時間外勤務を命じています。

**小野医療政策課長** 看護師の不足に対する対応についてお答えします。

県では、修学資金の貸付けや養成所への助成、就業先とのマッチングを行うナースセンターの運営、各病院の看護管理者支援などにより、学生の確保から県内就業、定着促進まで総合的に看護師等の確保対策に取り組んでいます。

他方、本県の看護師の有効求人倍率は本年8月時点で1.61倍となっており、多くの医療機関で必要な看護師数を確保できていない状況にあると認識しています。

マッチングを行っているナースセンターによると、勤務時間に関することが、求人・求職のマッチングや離職の理由であることが大変多く、看護師確保においては、勤務環境の改善が特に重要であると考えています。このため、看護管理者に勤務間インターバル制度やライフステージに応じた勤務形態選択制の導入などの県内の医療機関の優良事例を共有し、横展開を促すとともに、休憩室の整備や病院内保育所の運営などを支援し、看護師が働きやすい職場づくりを推進しています。

また、看護師を含む医療従事者の処遇改善については、業務負担の軽減とあわせ、全国知事会を通じて国に要望しており、その対応を注視しています。

さきほど新人看護師の離職の理由はどうなっているかというお尋ねもありましたが、今、出ている数字は令和元年の数字で、コロナの関係でどうなっているかはこれから出てくると思っています。元年の数字で言うと、現場の実態が思っていたより大変だったという働き方とこ

ろが理由になっていることも多いと聞いているので、さきほど申した働きやすい環境づくりを推進していきたいと思います。

それから、コロナのホテル宿泊療養の部屋数の関係のお尋ねがありました。

第5波のときは8施設1,019室でしたが、県民の皆さまの御協力のお陰で、かなり感染状況も収まってきている状況にあるので、10月8日の時点で三つの施設を閉鎖し、今現在、5施設を開設している状態になっています。

閉鎖した三つは、大分リーガルホテルの90室、ホテルクラウンヒルズ大分の150室、ホテルマイステイズ大分の130室となっています。

病床については、今後、いつ再拡大しても大丈夫なように、最大受入可能数を引き続き確保している状況です。

**木内国保医療課長** 後期高齢者医療制度における窓口負担などについてお答えします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、75歳以上の高齢者のうち、一定の所得がある方の医療費の窓口負担を2割とする法律改正が行われましたが、2割負担への変更による影響が大きい外来患者については、最大でも月3千円に収まる配慮措置が導入されることとなっています。

県内の2割負担移行人数は、国の資料によると約3万人とされています。また、配慮措置後の年間の平均窓口負担額についても、国の試算では約8万3千円から10万9千円の2万6千円の増と見込まれています。

次に、市町村国保の赤字解消についてお答えします。

県内市町村国保の保険者で削減、解消の対象となる赤字があるのは大分市のみです。大分市では、令和4年度の解消に向け、計画どおりに赤字を削減しています。昨年度は、新型コロナの感染防止対策を講じながら、特定健診、特定保健指導を実施したほか、特定健診の未受診者等に対し、受診勧奨を行うなど、早期発見、早期治療による医療費適正化に取り組んでいます。

また、国保税の収納対策として新たに令和3

年1月よりスマホ決済の導入を行うなど、赤字解消に向けた取組を進めています。

**堤委員** 数字が非常に聞き取りにくかったので、次からはゆっくり言ってください。

それで、超過勤務の延べ15人というのは、実数は何人ですか。

それと、コロナの入所施設の関係ですが、ホテルは3施設が閉鎖しているということで、結局、第6波が来た場合にはそのホテルとすぐ委託契約ができるのか、契約書上の対策はどうなっているのか、さきほども聞いたけど、答弁がなかったので、教えてください。

あと、国民健康保険は、いろいろ負担が大変になってくることが分かり、今の数字を聞いてびっくりしました。8万3千円が10万9千円になるということで、これは現役世代の負担の軽減とよく言っていますが、現役世代の負担の減というのは大体月30円ぐらいしかないよね。だから、そういう点からすると、やはりその分、高齢者の負担が大きくなる。200万円というのは、ワーキングプアと一緒にすから、そういう点では。それにこれだけの負担をさせるのはどうかと非常に疑問があるし、これは要望というか、意見として言っておきます。

それと、これは県立病院でも言いましたが、この状況の中でスタッフが非常に不足している。だから、さきほどの看護師とか、スタッフの増員については、いろいろ手立てを取っているのは知っていますが、実際に増えていかなければ意味がないから、そういう点では具体的に働く環境をどういう形で改善していけば定着率が上がるのか、県病を含め、そこら辺を再度聞かせてください。

**首藤福祉保健企画課長** 保健所職員の超過勤務の実人数については把握できていませんが、昨年度80時間を超える超勤を行った職員が延べ15人です。月別で申し上げたときに11月が1人、12月が10人、1月が2人、2月が1人、3月が1人となっているので、最少でも10人で、10人から15人の間の実人員になるかと思います。

**小野医療政策課長** 新型コロナウイルスのホテ

ル療養を次の波に備えてすぐ開設できるのかという質問です。

これまでの経験でいくと、営業しているホテルから借上契約をした場合は、予約客を他の施設に移すのに1週間程度時間を要するという事になっています。そういうことで、第5波のときはあらかじめ感染が拡大しそうだということだったので、7日かかるところを、5日スパンで開設した状況です。

そういう中で、かなりノウハウも得られたので、迅速にやっていくことができるのかなと思っています。感染が落ち着いてきたので3棟減らしましたが、大分市内の残りのホテルについては、入所者がゼロになっても借上げを継続することによって急拡大があったときでも素早く対応できる体制を取ろうと考えています。

それから、看護師確保対策を実際いろいろやっていますが、なかなか増えないのではないのかということに対してです。ナースセンターの調べによると、就職する際に重視する条件としては、勤務時間がやはり一番多く、離職理由についても、他分野への興味に次いで勤務時間が長いとか超過勤務が多いということです。そうしたことから、やはりさきほど申したように、勤務環境の改善について、これまで以上にしっかりやっていく必要があると考えています。

**原田委員** まずもって、さきほど超勤実態の話も出ましたが、福祉保健部の皆さんは本当に大変な1年だったと思います。取組に心から感謝申し上げるとともに、まだまだ油断できる状況ではないから、これからも職員の皆さんは体に気を付けられて、頑張っていたきたいと思っています。

質問ですが、まず、決算事業別説明書の93ページ、児童養護施設退所者等支援強化事業費について伺います。

この支援の中で、児童アフターケアセンターおおいたというのがあります。私は退所者への支援にちょっと関わることがあって、いろんな問題が起きたときにこのアフターケアセンターおおいたに行って、的確なアドバイスをいただいています。

こども・女性相談支援センターにおられた伊勢さんとか、二豊学園におられた山本さん、矢野さんとか、とても経験豊かな方が的確にアドバイスしてくれて本当に助かっています。

この事業の中でアフターケアセンターおおいたについて、継続的サポートという書き方をされていますが、具体的に、例えば、事業委託という形で支援しているのかがちょっと気になっていて、ぜひ現状についてお聞きしたいと思います。

続いて、105ページにある自殺予防対策強化事業費についてです。

自殺は、全国的には数は少なくなってきたという報告もありますが、まだまだやはりあるわけです。その中で、社会福祉法人大分いのちの電話があります。ここは24時間365日、年中無休で電話相談に取り組んでいます。あることがきっかけでそこの方と知り合いになって、守永委員と二人で話を聞きに行ったことがあります。今、1日平均25件ぐらい、以前、多いときは1日50件以上の相談があったと。また、主に夜中にあることが多いという話を聞きました。ここは民間レベルのボランティアでやっていますが、こういった民間の相談機関の役割はやはり大きいわけです。こういったことに関して県としての支援体制をぜひ伺いたいと思います。

それから、通告していませんが、1点よろしいでしょうか。

前々から気になっていましたが、この議場で藤内さんの顔を見て、ちょっとお願いしておこうと思います。最近はないですが、第2波のときにYouTubeチャンネルを使って、当時、藤内さん、そして今、議会事務局長の二日市さん、それと大分市の担当者の方が説明していました。3時からだったですかね、あの時間になると、多くの県民があチャンネルを見ていたんですよね。

ある日、藤内さんが出られていないときがあって、そしたら、藤内さん、倒れたんじゃないですかという電話がありました。いや、その日、県庁でお見かけしましたと話をしましたが、現

在、あのチャンネルはありません。議員では、例えば、WowTalkとかで情報が取れるし、県民の多くは報道機関のニュース速報等で見ていると思いますが、ああいった重要な施策については、やはり直接県民に知らせることが大事だと思いますね。

あのチャンネルは、よくよく見ると、大分県や福祉保健部のチャンネルではなく、報道機関のチャンネルだったと思います。ですから、今回第5波も大体落ち着きましたが、次にあるときにはぜひ自らチャンネルを開設し、取り組んでいくのが必要ではないかと思って、来年度の要望も含めて要請したいと思います。

**河野こども・家庭支援課長** 私からは、児童養護施設退所者等支援強化事業についてお答えします。

児童アフターケアセンターおおいたは、その年に施設等を自立のため退所する若者を退所後も支援するために継続支援計画を策定すること、二つ目に、退所者からの様々な相談に応じ、実生活で直面する問題の解決を支援することを中心に活動しています。

1点目の継続支援計画の策定については、退所者本人や、施設や里親の意向等も踏まえながら策定しており、その数は平成30年度からの3年間で87人となっています。センターでは、この継続支援計画により退所後も継続的に本人に連絡を取り、状況確認を行うほか、キーパーソンに連絡を取るなどして、相談があった場合の問題の解決に活用しています。

なお、今年度の退所予定者48人の継続支援計画を現在策定中です。

2点目の退所者からの相談ですが、昨年度は自立者48人から延べ807件の相談を受け付けています。うち112件は、スタッフが同行し、若しくは家庭訪問などアウトリーチ型の支援を行っています。相談内容は、身元保証人がいない、定職がないためアパートに入居できない、借金問題などのほか、冠婚葬祭の知識がないといった生活相談、職場の人間関係で仕事を辞めたい、職業を転々としている、さらには寂しい、孤独といった訴えもあります。

こうした相談に対してセンターは、以前入所していた施設や里親、その他関係機関と連絡を取りながら、利用できる制度の紹介、役所の手続や就労のための活動に同行するなどして、生活の安定や就労に向けての丁寧な支援を行っています。

なお、今年度の相談件数は、8月末現在で昨年度の807件を大きく上回る延べ1,187件となっています。施設退所者等の支援体制のさらなる充実が必要と考えています。

今後も本年度中に実施する県独自の実態調査等を参考に必要な対策を講じるほか、センターをプラットフォームに当事者同士の横のつながりもできるようにグループ等の育成も図っていきます。

**藤丸障害福祉課長** 私からは、大分いのちの電話などの民間レベルのボランティアの支援についてお答えします。

まず、委員がおっしゃった大分いのちの電話ですが、御存じのとおり、悩みや不安を抱える人に電話で対話し、その軽減を図ることを目的としており、ボランティアの相談員が24時間365日、年間約1万件近くの相談を受け、丁寧に対応しています。

いのちの電話に対しては、令和元年度から相談員の養成講座に係る費用を助成しており、今年度からは、さらに増額しました。

加えて、県庁舎別館の外来駐車場を、令和2年10月から開放、2台分を確保し、相談員の負担軽減や利便性の向上を図っています。

それから、いのちの電話のほかに大分県公認心理師協会という団体があり、これは県内の公認心理師とか臨床心理士の皆さんで構成する団体ですが、昨年、年の途中から自殺者が増加した傾向があり、より多くの人の相談につながるようにこの大分県公認心理師協会に委託して、SNSを活用したオンラインの相談も始めました。これは昨年、令和2年10月からです。

ただ、御存じのように、その後、今年度初めに個人情報管理の問題があり、その情報の安全確保のための対策を準備するという事で現在休止中ですが、来月11月から再開できるよ

う準備を今、進めています。

このように、コロナ禍により、今後も自殺者数の増加が危惧され、一人一人に寄り添い、丁寧に対応することが重要となってきます。大分いのちの電話などの民間団体の活動は重要で、その力を借りることは必要不可欠と考えています。今後も引き続き、その活動を支援していきたいと思っています。

**藤内理事兼審議監** 御心配いただきありがとうございます。

昨年3月3日に県内1例目の感染者が発生して以来、第1波から第3波まで新規の感染者がある日には毎日、連日記者会見を行っていました。昨年の年末年始の休みぐらいのときに、毎日の会見から、今のように、例えば、クラスターが発生したり、感染者が急増したり、あるいは変異株が確認されたりというときに会見を重点的にやろうというふうに移行しています。

会見を定時、午後3時にやっていましたが、その際に民法のテレビ局が、例えば、OBSとかTOSがそれぞれライブ配信をインターネットでして、それを委員が御指摘のYouTubeでそれぞれ県民が見られる状況になりました。

御指摘のように、ああいふライブ配信によって、私たちのメッセージを本当に一言一句きちんとお伝えするという意味では、確かに重要な役割を果たしていたと考えています。

第6波に向けては、また新たな感染の兆候であったり、新しい、こうしたことに気を付けてほしいといったメッセージをしっかりと県民に届けられるよう、こういう会見、さらにはライブ配信も有効に活用していきたいと考えています。

**原田委員** ありがとうございます。説明はよく分かりました。

いのちの電話等、大分にはたくさんの民間レベルのボランティア活動があり、その全てに支援をとすることはなかなか難しいと思いますが、社会的重要性とか実績に応じた事業支援は、これからも続けていっていただきたいと思います。

YouTubeチャンネルの関係はよく分かりました。この話をすると、また仕事を一つ増

やしてしまうのではないかなという思いもありましたが、やはりきちんと県の思いを伝えていくのは重要だと考えます。

**高橋委員** 私から1点、主要な施策の成果の46ページ、骨髄移植ドナー支援事業についてです。

昨年、今年と世間は新型コロナウイルスということで、ほぼそれ一色に近い状況にあります。ただ、まだがん患者は決してなくなったわけではありません。私も自分が血液疾患を患うまではほとんど知らなかったし、気にもかけていなかったですが、実は県立病院に入院してみると、非常にたくさんの方が血液疾患を患って入院されている。本当に血液内科の病床がほとんど空く暇もなく、次から次へと患者さんが来られる。また、自分のときもそうでしたが、4人から5人が移植を待っている状況でした。

全国的にも毎年新たに約1万人以上がそういう疾患を患って、移植を必要とする患者も約2千人以上、そのうち移植率が約6割となっています。

若干、専門的になるとと思いますが、現在、大分県内で骨髄移植を待っている患者数が大体どれくらいなのか、また、ドナーとして登録されている数はどれくらいなのか。ただ、当然、ドナーと患者がマッチしないと移植はできないわけで、その確率は大体どれくらいで、そこら辺から計算すると県内にどれくらいのドナーが必要となるのかを教えてください。

それから、事業概要の中に骨髄等を提供しやすい環境整備とあります。この環境整備はどういうことをおっしゃっているのか、説明をお願いします。

**中川健康づくり支援課長** 骨髄移植ドナー支援事業について、大きく2点の質問をいただきました。

まず、待機患者数、ドナー登録者数及びマッチング確率等についてお答えします。

令和3年8月末現在、本県における骨髄移植を希望する方は16人です。これに対する県内のドナー登録者数は4,119人、さらに全国では約54万人がドナー登録をしています。ド

ナーと移植を希望する方のHLA、いわゆるヒト白血球型抗原、以降HLAと略しますが、そのHLAと呼ばれる型が一致する確率は、厚生労働省厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会の資料等によると、兄弟姉妹間では4分の1、非血縁者間、いわゆる他人では数百分の1から数万分の1とされています。

HLAが一致する確率には非常に幅があるため、必要となる登録者数の推計は困難ですが、令和2年の全国における実績では移植を希望する方2,092人のうち2,014人、実に96.3%の方が1人以上のドナー候補者を見付けることができたという結果になっています。

移植を希望する方のHLAに適合するドナー候補者は全国のドナー登録者が対象となるため、一人でも多くの方に登録していただくことが結果として適合する確率を高めることとなります。本県においても、より多くの方にドナー登録をしていただくよう、引き続き、普及啓発に取り組んでいきます。

続いて、骨髄等を提供しやすい環境の整備についてです。

ドナー本人やドナーが勤務する事業所を対象とした支援制度、いわゆる骨髄移植ドナー支援事業費補助金のほか、企業経営者等に対するドナー休暇制度導入の働きかけ、県や赤十字血液センター、日本骨髄バンクで構成する連絡協議会における連携強化、若年層に向けたリーフレットやホームページを利用した普及啓発等に継続的に取り組んでいます。

**高橋委員** 県内で16人の患者が待っており、ドナー登録者が4千人ちょっとということで、実は私がいるとき、ちょうどコロナウイルスが全国的に広がり、結局それで都道府県間の移動が非常に困難になったことで、ドナーを待っていても、コロナのせいでなかなかそれが難しくなってきた状況がありました。ということは、やはり一人でも多く県内の方のドナー登録者を増やすことが今後必要になってくるのではないかと思います。数百から数万分の1の確率しかないということは、かなりの数の方に取りあえず登録していただかないとなかなか難しい。

ただし、ドナー登録にも、年齢から何からかなり条件がたくさんあります。それでも、一人でも多くの方に登録をお願いできればと思います。

ここに一つ、登録説明員の養成というのがありますが、現在、大分県内では何人の方が登録説明員になっているのか、また、1人の登録説明員を養成するのにかかる費用とか、時間とか、そういうものはどうなっていますか。

**中川健康づくり支援課長** 今後ともドナー登録の普及啓発には努めていきたいと思います。

それから、説明員についてですが、私の勉強不足で申し訳ありません。この場でちょっとお答えできないので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

**木付委員長** ただいま高橋委員から資料の要求がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、ただいまの資料を要求することとします。

**高橋委員** すみません、よろしくお願ひします。

やはり県が中心となって、ドナー登録の拡大にもう少し時間とお金をかけていただくということが患者の安心にもつながるし、救える命を救うことができると思います。必ずしもドナー登録したからといって移植ができるわけではないわけです。結局一致しなければ、登録はしたけれども、何もないことの方が逆に多いと思います。そういう意味では、なるべく多くの方に、いかにこれが重要かということを宣伝していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**守永委員** 2点ほどお尋ねしたいのですが、一つが決算事業別説明書83ページの若年性認知症相談支援体制整備事業費と認知症にやさしい地域創出事業費についてです。相談支援体制整備事業で事業内容として相談に応じる支援コーディネーターは何人いるのか、教えていただきたいと思います。

支援した実人数が、成果指標の38ページに書いてありますが、実人数で150人を超えたと表記されています。ここ数年の実人数の変化について教えていただきたいと思います。

実態調査を行ったというのは、若年性認知症

の患者を対象に実態調査をしたことだと思いますが、実態をどのように受け止め、どのように就労支援につなげようとしているのでしょうか。

相談支援体制整備事業と、このやさしい地域創出事業とは、それぞれが全く別々に動いているのか、連携して動いているのか、その状況について教えていただきたいと思います。

次に、決算事業別説明書104ページ、発達障がい児等心のネットワーク推進事業費、発達障がい児・家族支援体制強化事業費についてですが、心のネットワーク推進事業で成果指標の25ページにあります。成果指標として発達相談支援につながった未就学児数が示されています。2019年度が154人、2020年度が126人とありますが、5歳児健診を受けた中からの相談支援と考えてよいのでしょうか。その場合、5歳児健診を受けた人数、いわゆる分母となる人数が何人かを教えてください。発現率という表現をしていいのかわかりませんが、発現率が何%なのか、知りたいと思います。

**阿部高齢者福祉課長** 若年性認知症関連について、4点ほど御質問をいただきました。

まず、若年性認知症相談支援体制整備事業では、平成28年6月から若年性認知症支援コーディネーターを1人配置しています。現在まで1人となっています。

令和2年度までの新規相談者の数の推移については、平成28年度は38人、平成29年度は13人、平成30年度は46人、令和元年度は25人、令和2年度は37人と5年間で計159人となっており、実人数の推移については、年度によってばらつきがある状況です。

次に、実態調査の結果については、令和2年5月現在、県内の若年性認知症の人の数は287人となっており、就労に関しての主な意見としては、仕事を覚えられず辞めざるを得なかったり、働けるのに介護施設には行きたくないなどという意見をいただいています。これを受け、県としては、本年3月に策定した第8期のおおいた高齢者いきいきプランにおいて、働く場での理解促進に向けた情報発信を行うほか、就労継続支援事業所での受入状況等を把握するなど、

若年性認知症の人が働きやすい環境の整備を進めることとしています。

最後に、若年性認知症相談支援体制整備事業と認知症にやさしい地域創出事業については、若年性認知症支援コーディネーターを通じて連携した取組を行っています。

具体的には、コーディネーターが当事者からの相談に応じる中で他の当事者からの助言が効果的だと判断される場合には、認知症にやさしい地域創出事業のピアサポート活動につなげ、ピアサポーターが同じ立場で寄り添うことで不安の軽減などが図られています。

**藤丸障害福祉課長** 私からは、発達障がい児等心のネットワーク推進事業についてお答えします。

この事業で実施する市町村5歳児健診への専門医の派遣ですが、あらかじめ保健師や地元の医師がスクリーニング、選び出した上で、3歳児健診では発見が困難な注意欠陥多動性障がい、いわゆるADHD、こういった発達障がいの疑いがある児童を専門医が診察することで、保護者の障がいに対する受入れを促し、就学までの適切な支援につなげることを目的としている事業です。

この専門医を派遣したところが10の市と町で、5歳児健診を受けた人数は、対象となる市町村では令和元年度が2,148人、令和2年度が1,766人でした。また、医師を派遣した市町の5歳児の全人口のうち専門医派遣で診察を受けた児童の人数、割合ですが、令和元年度が人口2,229人の中の154人で6.9%、それから、令和2年度が全人口2,046人のうち126人で6.2%という結果でした。この割合については、平成24年度に文部科学省が小中学校の学級で学習面、または行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合の推定値として示した6.5%に近い数字でした。

**守永委員** まず、若年性認知症相談支援体制については、コーディネーターが1人ということで、その年度によって多い少ないはあるものの、平成30年では46人、令和2年でも37人と結構多いときもありますが、コーディネーター

1人で今の状況として、足りているという表現をしていいのかどうか分かりませんが、十分な対応が取れるのか、その様子を伺いたいと思うし、このコーディネーターをもっと必要であると思っているのであれば、増やしづらい、増やせない背景が何かあるのか、その要因について分かれば教えていただきたいと思います。

また、ピアサポーターとして仲間同士でという意味合いもあるだろうと思いますが、それがうまくいくケースというのがそう多くはないのではないかなと感じる部分もあります。その辺のピアサポーターの活用状況という表現をしたらおかしいですね、うまくいっているケースはどのくらいあるのか、教えていただければと思います。

あと、発達障がい児の心のネットワーク推進事業については、事業としてはかなり長くなって、派遣される医師の熟練度と言ったら失礼なのかもしれませんが、子どもたちへの接し方で気付く能力も高まってきていると思いますが、ただ、それをサポートする、いわゆるそういった能力を身に付けたドクターがどのくらい充足されてきているのかを、今、もし数字をお持ちでなければ、どういう変遷があったのか、教えていただければと思います。

特に6.5%の全国数値とほぼ一緒ということであれば、その中である程度充足しているのかなという思いもありますが、その状況を教えてください。

**阿部高齢者福祉課長** 若年性認知症関係で3点御質問いただきました。

まず、コーディネーターの人数についてです。コーディネーターの相談者への支援にあたっては、相談者の状況に応じて、それぞれの関係機関、例えば、障がい者の就業・生活支援センターや、高齢者関係の地域包括支援センター等の支援機関と緊密に連携して、それぞれの職場や、地域で適切に支援が行える体制づくりを連携して行うことが大変重要です。コーディネーターが一人で何でもやるというものではありません。

このため、そういった支援機関を対象とした若年性認知症支援者向けのガイドブックを県と

して作成しており、また、それを研修会等を通じて広く知らしめ、体制の強化に努めています。

お尋ねの若年性認知症支援コーディネーターの人員体制については、さきほど実態調査結果を申しましたが、昨年度の実態調査は2回目になります。その前に平成25年度にも調査しており、平成25年度の調査のときには若年性認知症の人が321人、昨年度調査では287人ということで、34人ほど減っています。

人員体制の検討にあたっては、こうしたことや、また、各地域などにおける、さきほど申し各地域等での支援体制の状況、また、他の自治体の状況なども参考にしながら検討していきたいと考えています。

2番目の御質問の増やせない要因があるのかについても、昨年度の調査結果では認知症の人の数が減ったのがその要因というわけではありませんが、一つの判断材料になるのかなと考えています。

3番目のピアサポーターの関係については、若年性に限らず認知症の方を支援する制度で、必ずしも若年性と連携した数字ではありませんが、手元の資料では、令和元年度からピアサポーターの登録制度を始め、令和元年度に5人登録して、令和2年度に4人登録しています。

活用状況としては、ピアサポーターを派遣した回数は、令和元年度が3市町に対して4回です。また、令和2年度については、7市町に計15回派遣しています。

**藤丸障害福祉課長** 私からは、発達障がいのある子どもへのサポートができる医師の状況についてです。

説明した心のネットワーク推進事業の専門医の派遣は、昨年度は大分大学を心の診療拠点病院として、10の市と町に計43回専門医が行き、126人の子どもの診察をしました。

それとあわせて、県では各地域で発達障がい早期に気付くことが重要と考え、各地域の小児科医とか、内科医とか、かかりつけの医師が子どもの発達障がいの可能性に早く気付くことで早期発見、早期支援につなげたいということで取り組んでおり、令和元年度までに、県内の

77人の小児科医、内科医等に対して、国の研修を受けた医師が伝達研修をする形で研修を行い、早期発見につなげようという取組をしました。

残念ながら、昨年度については、新型コロナの関係で集まって研修することが困難だったので、医療機関に資料を配付、周知して、態勢を前に進めています。

**木付委員長** さきほど要求のあった資料について説明があります。

**中川健康づくり支援課長** 骨髄移植ドナーの登録説明員についてお答えします。

現在、説明員の数は、令和3年3月末現在で13人です。研修は、座学が1日、説明員の取組を実際に見る実地で1日、計2日を要しています。13人の中には保健所の職員もいるし、一般県民もいます。

養成に係る費用ですが、講師に必要であれば報酬をお支払いするぐらいで、予算的には余り多くありません。

**木付委員長** ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**麻生委員** 決算事業別説明書66ページの上から4段目、医療・薬局機能情報整備事業費について及び68ページの薬務取締費の中で薬務関係情報システムの運用等とあります。それに関連して今回の新型コロナウイルスのワクチン、令和2年はまだワクチン接種には至っていませんが、ふだんからのこうした部分の整備はとても大事であることが認識されたわけですね。今回、特に大分市が、全国の中核市で最もワクチン接種が遅れているという現実の中でいろいろ調べてみると、民間のスマートニュースアプリのワクチンマップの接種可能施設、予約可能施設の情報とか、ニュースダイジェストアプリのコロナの感染事例マップなど、これは私も毎日確認していますが、行政が発信する情報よりかなり進んでおり、この中でワクチン接種可能な施設というのが一時期、大分市はほとんど動いていなかったんですね。かかりつけ医に多分配分されているんでしょうけれども、それがずっと動いていないという事実が分かっていたにもかかわらず

ならず、なかなか動かないと指摘しても動きが鈍かったことがありました。

また、その部分については市の医師会とかとしっかり連携するよう、医師会の先生方にも直接言ったところ、多少その後、動きがあり始めているように思いますが、そんな問題もあるし、また、ニュースダイジェストアプリのコロナの感染事例マップに関して言うと、連休の間にファストフード店の従業員が一気にばつと感染しているとか、いろんな人流に対する傾向なんかも出ていたので、東京で発生すると地方でも同じ傾向があったとか、今のうちにしっかり分析し、次に備えることが大事ではないかなと思うので、こうした情報共有のシステムという部分について、まず分析、検証、そして、次への備えについての考え方をお尋ねします。

次に、先般県病の審査の際に、地域の拠点として、臨床のとりでとして頑張っておられると言いました。県病の場合はある意味、重症患者の受入れだったが、重症患者の症例と軽症患者の症例、中等症状の症例、それぞれ違うと。そういったことについて、市中のかかりつけ医とか病院の先生方から情報不足と、初めてのことで分からないんだという声が聞こえてきました。それに対する治療法とか、そういった最新の情報を含めて、病院の先生方の連絡協議会か何かありましたが、それもリアルタイムの非接触で、遠隔で、Zoomで常に情報共有できるシステムも必要ではないかと御指摘し、こういった部分についても検討してほしいという話をしましたが、そういう意味での拠点病院との連携、医師会の先生方全てとの情報共有の在り方について伺います。

**工藤審議監** まず、大分市、特にワクチン接種の進捗のことを御心配いただきました。

確かにいろんな数字に我々も接しますが、今、委員が御指摘の他の同規模人口の都市部に比べ、少し遅いのではないかと御指摘は、我々も同じ認識を持っています。かなり前からそういう懸念もあったので、県も大分市のワクチン担当の部署と毎週、直接会い、何とか促進をということでかなり話していましたが、なかなか市

内の接種の促進は図られませんでした。

御承知のとおり、最近、病院、あるいは九州電力の会場等の予約の埋まり具合を見るとなかなか空きがある状況で、特に若い世代の方、接種に余り関心のない方をいかにして実際の接種に持っていかとこのところ、大分市医師会の皆さんの御協力により、いろいろ広報活動とかを試みっていますが、結果としてまだ出ていないところは重く受け止めています。県営接種会場でお手伝いもしながら——大半が大分市民なので、市と一緒に最後の追い込みをかけていきたいと思っています。

また、第3回目接種ということで、全国的に可能性が指摘されています。当然1回目、2回目の接種の各市町村の進み具合、問題点、反省点を十分検証しながら、次なる場合にも速やかな接種を目指していきたいと県としては思っています。

**藤内理事兼審議監** まず、全国の感染の状況等で、本当に大分の感染対策にも有効な情報については、当然、メディアやネットからも収集していますが、それに加え、今、毎週1回ですが、コロナに対応している全国の医師や、行政の関係者、そして、感染症研究所のスタッフなど、専門家の皆さんがZoomで情報共有する会があります。毎回1時間半程度ですが、これは報道ではなかなか伝えられない、こうしたことが実際起っているよといったことの情報も収集し、それを県の対策にもいかしています。

それから、実際に地域で感染者を御覧になっている、特に軽症者から中等症、そして、重症の感染者を診ている医療機関での治療に関する情報については、月1回から少し頻度が減りますが、大分地域においても、そうした先生方が正に委員が御指摘のZoomを使った情報共有会議を行っています。

当初は、例えば、ステロイドの投与のタイミングであったり、レムデシビルをどう使うかという話から、最近では、抗体カクテル療法の使い方についても情報共有しています。そのお陰で、大分県においては、この抗体カクテル療法をより積極的に活用することにより重症化を防

げたと考えています。

委員が御指摘のとおり、コロナについての治療、これから内服の治療薬も出てきますが、最新の治療について現場の先生方が情報共有するのは非常に重要なので、当然、行政として、そうした機会を県、大分市、中央地域だけではなく、それぞれの地域で、保健所が地域の先生方と結んでそうした取組を既に行っているのです、こういうものをより積極的に進めていきたいと考えています。

**後藤委員** 私も自身がコロナにかかり、皆さんに本当にお世話になりました。特に福祉保健部の池邊課長あたりは最前線で、正に大変なときに朝から晩までいろんなことをされていたと思うと本当に感謝しかないと考えています。

そんな中で、私自身がかかってよかったとは言いませんが、かかったからこそ分かることがあったので、ちょっとそれを聞きたいなと思って質問します。コロナの予算全般なんでしょうけど、一つはコロナの陽性者がホテルに隔離されます。このときにかなりホテル内での雑用が多いと思いますが、あの辺の人員については、県庁の職員も行かれていると聞いており、かなりの数がある中にも必要だったのではないかなと思います。そういった人員の確保に、今後、第6波は——来ないことを祈りますが、さきほどノウハウを蓄積されてきたということも言われていたので、その辺は大丈夫なのかなというのを改めて伺いたいというのが一つ。

それから、自宅療養についてですが、私の話をすると、私がかかったときには家内と中学1年の娘がかかり、その2人はホテル療養になりましたが、下の5歳の娘が濃厚接触者で、どこにも行けない。不幸中の幸いで家内の母がいたので、2人が濃厚接触者になって自宅療養という形になりましたが、あの一番多いときは、かなりの数の方がホテルに入れなくて自宅療養という形を取らざるを得なかったと思います。

私はホテルにいたので、朝と夕方、保健師から体温とかパルスオキシメーターで測ってくださいとか連絡がありましたが、自宅療養の方で、体温計はあったとしても、そういったパルスオ

キシメーターなんかいない方もおられるのが当然の状況ではないかと思います。そういった方のケアをできていただろうかと。皆さん大変な中で、自宅療養だとかも含め、かなりの濃厚接触者がいたと思うと、そこは職員の踏ん張りどころだったと思いますが、頑張りようといったら、かなり精神を使いながら、すり減らして頑張られたと思うので、今は統計も取られていると思いますが、そのときの問題点を感じていました。

特にひとり親家庭の方とか、親御さんがかかったときは、お子さんを一人残して行けない状況は他にもあったのではないだろうかと感じることがあったから、そういったことがもし事例としてあれば教えていただいて、今後の対策等を考えられていたら教えていただければと思います。

**小野医療政策課長** 私から宿泊療養施設の関係についてお答えします。

入所者が増えたときに人員の確保が大変ではなかったのか、どう対応していたのかということですが、ホテルの運営については、各部をまたいで全庁的に応援体制を取っており、各ホテルに2人ずつ、それに加え看護師も24時間2人ずつという体制を取っています。

ただ、入所者が増えてくると、委員から御指摘いただいたようにかなりいろんな業務が増えてくるので、そういったときには、看護師については入所する際に支援する看護師を追加で配置して対応してきました。

また、県職員2人だけでも通常のところが大変になるということで、そういった場合についても、民間の、例えば、警備会社の警備の方とかを増員して対応してきました。

ノウハウの蓄積に伴い、民間の事業者の力を借りながら、民間に運営自体を委託する取組も今、進めています。

また、ICTと言うか、オンラインカメラとかをそれぞれ各フロアに配置し、不測の事態に備える対応も取っています。

**河野こども・家庭支援課長** コロナ禍で、ひとり親家庭の方が陽性者になった場合の子どもの預け先の件ですが、そうした場合には児童相談

所が預かることを想定して準備していました。

今年の第5波の一番多い頃には、実績として2世帯4人を児童相談所が一時保護し、保護者が回復するまで預かりました。今後、第6波に備え、十分な数を確保することを予定しており、現在、16世帯で保護が必要になった場合も預かることができる体制を整えています。

**池邊感染症対策課長** 自宅療養者のケアの現状について御質問いただいたので、これまでに経験した事例について簡単に御報告します。

特に第5波、患者が急増したときは、家族全員が陽性になるケースが多くありました。子どもが小さかったりして、例えば、ホテル療養で離乳食が難しいケースは自宅療養を選択していただき、その際にはパルスオキシメーターを貸し出し、自宅療養者についても必ず保健所の保健師が1日最低1回は連絡することでケアしてきました。一時的にパルスオキシメーターを全世帯に配ることが困難な時期もありましたが、追加で購入し、できるだけ多くの方にきちんと観察できる体制は——少し遅れたこともありますが、できるだけ整えていったし、新生児や乳児といった小さい子が陽性になることが多かったので、県としても新生児用のパルスオキシメーター、専用の小さいものでないと測れないので、追加で購入し、できるだけ早期に対応できるようにしました。それと、入院調整に関しても、できるだけ保健所から環境整備、一つ一つできるだけ丁寧に聞き取り、その世帯においてどこ療養が一番望ましいかということを選択しながら、場合によっては陰性の子どももあわせて入院調整をお願いしたケースもあります。大部屋に4人とか家族まとめて入院をお願いするケースもあり、個別のケースにあわせて入院調整、自宅療養の選択というのは行ってきたつもりです。一部自宅療養にせざるを得なかったケースも患者急増の折にはありましたが、保健師は必ずケアで聞き取っています。

**山田福祉保健部長** 新型コロナ対策については、昨年から1年半と長期にわたっており、私が見るに第1波よりも第2波、第2波よりも第3波と大きな波をかいくぐるにつれ、いろんな対応

が洗練され、効率化していつているのではないかと考えています。

最初の頃は1人出ただけでも大騒ぎ、右往左往していたのが、かなりその辺の対応はノウハウの蓄積によってうまく回るようになったのではないかと。ただ、そうは言っても、今回の第5波については想定外の発生数で、委員の皆さまにも、それから、県民の皆さまにも大変御心配をかけ、反省しています。

今、ちょうど全庁をあげ、振り返っていて、一つ一つ様々な分野、これまでの問題点を抽出し、それについて、第6波に備えてどういう対応をすればいいか検討しています。また、今後取りまとまったら、特別委員会や常任委員会等で報告したいと考えています。

**木付委員長** 予定時間が近づいているので、委員外議員の質疑は事前通告があった2人のみとします。質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

**衛藤委員外議員** それでは、大分県長期総合計画の実施状況について、16ページ、おおいた出会い応援事業について伺います。

さきの一般質問の知事答弁において、人口減少対策においては結婚支援に注力したいとありました。令和2年度の成果指標としては、実績は52組となっています。単純計算して1組が2人を産んだとしても、約100人の増加効果になると思います。人口減少の解消に向け、規模感としては、数的にまだまだ大きく不足しているのではないかと懸念しています。

当然、結婚支援事業はこれだけではないと思うので、令和2年度の結婚支援に関する全ての事業を合計した人口減少対策効果の結果を数値でまずはお示しください。

続いて24ページ、子どもの居場所づくり推進事業について伺います。

事業概要に、子どもの居場所を確保し、貧困の早期発見、早期支援につなげるためと目的についての記載があります。一方で、この事業の成果指標が子どもの居場所の開設数となっています。事業目的がこの成果指標の設定ではきちんと測れていないのではないかと心配しています。本来の目的である子ども食堂を通じた貧困

の早期発見、早期支援が行われた件数が実際どれくらいあるか、把握されていたら御回答をお願いします。

最後に37ページ、介護のイメージアップ大作戦事業について伺います。

事業概要を見ると、介護職員の離職防止、定着を促進するためと事業の目的についての記載があり、一方で、成果指標を見るとWEBサイトアクセス数という形で記載されていて、この成果指標では本来の目的の達成効果が判断できないのではないかと思います、御見解を伺います。

また、活動指標の中にPR動画の再生回数とあり、そこに1,046回と記載があります。PR動画の作成、発信に要した費用を見ると579万8千円。これは単純計算すると、1回の再生回数に費やした費用は約5,500円となっています。私は先日、久しぶりに映画を見に行きましたが、映画館で2時間見ても1,800円、こういったものと比較すると、非常にこの点、ちょっと比較対照としてはふさわしくないかもしれませんが、費用対効果自体に大きな問題を抱えているのではないかと心配していますが、その点の評価をお聞かせください。

**一丸こども未来課長** 結婚支援関連事業に関する人口減少対策の効果について御質問いただいたのでお答えします。

本課における令和2年度の結婚に関する事業については、出会い応援事業のみとなっています。この結婚支援に関する事業の実施により人口減少対策としての効果を具体的な数値で示すことは困難ですが、類似の結婚支援センターを設置する全国26県の成功率を人口10万人当たりで比較すると、本県は第8位となっており、一定程度の成果は上がっていると考えます。

出生数の減少は、若い世代の減少に伴う婚姻数の減少に加え、未婚化の進行、晩婚化、それに伴う晩産化が大きく影響していると考えています。国の調査によると、未婚者のうち9割は結婚の意思を持っており、25歳から34歳の出産ピーク年齢時の女性が独身にとどまっている理由の第1位は適当な相手に巡り合わないこ

ととなっています。

昨年度、県で実施した県民意識調査を見ても、1世帯当たり2.17人の子どもがおり、結婚を機に平均2人以上の子どもが生まれている実態があります。

こうした状況を踏まえ、まずは結婚の希望をかなえようと平成30年6月に出会いサポートセンターを開設し、成果指標については成婚数としました。本日現在、72組の成婚となっています。

婚姻数の増加については、こうした出会い事業のみでなく、若い世代の流出防止や、雇用や所得などの労働問題、男女が共に育児と仕事を両立できる企業の意識改革や環境整備など、様々な観点から総合的に推進していく必要があると考えています。

その上で、まずは県民の皆さまの結婚して子どもを持ち、安心して育てたいという希望をかなえていくため、福祉としてできることをやっていきたいと考えています。

**河野こども・家庭支援課長** 子どもの居場所づくり推進事業について御説明します。

この事業は、平成30年度から子ども食堂の新規開設や機能強化に要する経費を市町村を通じて補助するもので、現在83か所まで増えてきています。

この事業の目的は一つではなく、家庭、学校のほかに第3の居場所として地域に子どもが安心して過ごせる場をつくることであり、その中で副次的、二次的目的の一つとして、子どもの貧困の早期発見があると考えています。

議員から御質問のあった貧困の早期発見、早期支援が行われた件数ですが、市町村要保護児童対策地域協議会を通じて調査したところ、本年10月8日現在で105人いました。子ども食堂でスタッフが子どもの食事の様子や発言から家庭内の状況が気になり、市に相談して早期発見に至ったケース、それから、定期的な子ども食堂の利用で栄養状態の改善や子どもの心の安定が図られ、不登校傾向が改善されたり、学習支援による学力向上で子どもの成長が見られた事例もありました。

さらに、子ども食堂は子どもの食事や学習といった生活を支える場のみならず、そこに来るスタッフや支援者と関わることで、様々な大人のロールモデルに出会う場所でもあります。貧困等により生活体験が乏しく、子どもらしい生活を送ることが難しい子どもにとって、地域にこうした居場所があることは大変重要だと考えているので、引き続き、子どもの居場所づくりを推進していきます。

**阿部高齢者福祉課長** 介護のイメージアップ大作戦事業についてお答えします。

本事業は、介護の仕事への新規就労の促進を図るため、若年層を対象に介護の仕事の魅力を発信することを目的としています。しかしながら、お手元に配付の主要な施策の成果37ページ一番下のナンバー6に書いていますが、そちらの事業概要欄の記載がちょっと分かりづらいことから御指摘の成果指標との不整合を感じられたものと思われます。本事業の目的としては、その事業概要欄に書いている、あくまで新たな介護従事者を増やすことを目的としており、そのためには介護の仕事のPR動画など情報発信の基盤となるWEBサイトを多くの方に見ていただくことが重要ということから、この成果指標としました。

なお、介護職員の離職防止と定着の促進の取組については、せっかく新規の就労で新しい方が見えても、その方の職場には同じような年齢構成の方がいないといったことで、悩みを打ち明けられずに行き詰まり感が出て離職するといった例も聞いているので、同じ年代の方が横のつながりを持って、職場を横断していろいろ打ち明けとかできるような、そういう若手介護職員の交流研修会を本事業の中で開催しています。

次に、PR動画については、6分間の動画と、また、15秒間のスポットCM版をつくっています。この二つを通じて、介護の仕事の魅力が多くの人に伝わるように取り組みました。

また、この6分間の動画については、県内の介護職員の思いや経験を基に制作されたもので、タイトル等についても、さきほど申した若手介護職員交流会の受講生たちが自ら情報発信しよ

うということでした。この動画については、現在もYouTubeで視聴することができ、公開後の再生回数については、本日で約1,600回となっています。今後も、この動画を多くの方に見ていただくことで介護の仕事に就くきっかけになるものと考えています。

なお、委託料積算額の579万8千円のうちテレビCM放映料については、247万3千円が含まれています。

**衛藤委員外議員** いろいろと考慮しながら予算や事業を作成されているのは、我々も理解しています。一方で、今、質問したように、答弁をお伺いしても、事業の本来の目的と成果の間に少し距離があるのではないかと感じる事業が散見されます。

子ども食堂についても、子ども食堂の設置を推進すること自体については当然、大事だと思います。さきほど105件の発見ができたという御答弁がありました。本来であれば、こういったことをぜひ成果指標に設定していただければと思っています。

また、事業構築の際には、成果設定は作成段階で引き続き入念に行っていただければと感じています。福祉事業の場合は、目に見えた成果指標を設定しづらいのも大変よく理解していますが、一方で、成果を測れるものは、来年度の事業構築においてはしっかり内容を見直していただければと思います。

こういった答弁で、必ず一定程度の成果はあったという御答弁をいただきますが、そこは問題にしていないです。その成果に対してどれだけ費用とのバランスが取れているのかがこの審議の題目なので、成果はないなんていうことはあり得ないですから、それがどれだけ見合っているかをしっかりやっていただき、今回の決算審査の結果を来年度予算の作成にあたっては十分に考慮していただきたいと思いますが、この点、部長の見解を伺います。

**山田福祉保健部長** 議員が御指摘のとおり、成果指標というのは、それぞれの事業の目的の達成度を評価する意味で非常に重要なものと私も

考えています。予算が有効に活用されているかを県民が評価する上でも、この成果指標の設定は大変重要であると考えています。

ただ、さきほど來說明しているように、事業目的が複数ある場合とか、なかなかその目標の設定が難しかったり、あるいは定性的なものではなく、定量的な指標でないと進捗率等が算出できないこともあり、なかなか苦労していますが、当初予算編成にあたっては、県民に対する説明責任等もしっかり念頭に置いて、目的に合致したより分かりやすい成果指標を組み立てていきたいと考えています。

**森委員外議員** 主要な施策の成果の116ページです。一番下にある地域生活定着支援事業2,615万9千円について伺います。

こちらの成果指標を見ると、令和2年度におけるフォローアップ事業を実施した人の再犯防止率100%とありますが、実施した人数、また、普及啓発活動の具体的内容についてお聞かせください。

**首藤福祉保健企画課長** 地域生活定着支援事業についてお尋ねいただきました。

県では、刑務所等から出所予定の高齢者や障がい者のうち福祉的な支援を要する方への支援ということで、地域生活定着支援センターを大分市内に設置しています。センターでは、福祉サービスに至る事前の準備や、グループホームなどの受入施設確保のためのコーディネートを行っているほか、入所した後のフォローアップ業務、あるいは相談支援業務などを実施しています。

議員がお尋ねの再犯防止率については、昨年度はコーディネート業務として37人、フォローアップ業務として36人、合計73人を支援しており、それら全員の再犯がなかったということで、再犯防止率が100%となったものです。

**森委員外議員** 非常に大切な事業だと思っています。そして、この予算を見ると、令和3年度が1千万円増えて3,600万円ほどとなっているのと、今後の方針の中に支援に本格的に取り組むという表現がありますが、これについて

詳しくお聞かせください。

**首藤福祉保健企画課長** 予算決算額2,615万9千円については、地域生活定着支援センターの設置運営に係る委託料となっており、社会福祉法人大分県済生会に委託しており、センター職員の人件費や活動経費、あるいは普及啓発の経費等が含まれています。

今回、令和3年度にかけて増額していますが、特に逮捕、勾留された後、不起訴になった被疑者とか、起訴されても執行猶予となった被告人等の支援がこれまで不十分であったという国の指針の改正等もあり、入口支援と言っていますが、そういった方への支援を強化するため、今年度からセンターの職員を6人から2人増やし、8人体制と強化し、支援を強化することとしており、その点で本格的に取り組むという表現にしており、しっかり取り組みたいと考えています。

**森委員外議員** 最後に、この入口支援ですが、これまでは社会復帰支援、出口支援が中心だったと、それを地域生活定着支援センターによって平成22年から10年以上支援しているということで、非常に大切な事業だと思うのと、今回、入口支援、いわゆる取調べとか司法手続段階における支援ということです。この事業については、福岡県が新たに組織を、いわゆる地域生活定着支援センターと別組織をつくって進めているということです。さきほど大分は済生会に増員という形で委託するというのですが、この判断に至った経過について教えていただければと思います。

**首藤福祉保健企画課長** 地域生活定着支援センターについては、大分県済生会に委託しており、平成22年度からの蓄積があります。センターのスタッフは、いずれも社会福祉士や精神保健福祉士といった専門資格を有している方で、粘り強く、いろんなところの相談をたらい回しにされた方を最後のとりでとして、こういった刑を終え出所されて困っている方、さらには入口支援で、短期間でいろんなサービスにつなげていけないといけない状況もあるので、現状のセンターの人員を強化することで、これまでも入

口支援を全くやってこなかったわけではないので、これまでの経験、知見も踏まえ、さらに強化していくという観点で増強しています。

**木付委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

**木付委員長** これより、内部協議に入ります。

さきほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等があれば、お願いします。

**堤委員** 保健所とか看護職員の時間外勤務、80時間、100時間と非常に多くなってきていると思います。そういう点では、いろんな対策は講じていますが、結局勤務時間が一番のネック、課題とさきほど来の答弁からも分かりますが、それを解消するための具体的な取組とか、定数の増も含めた改善策を来年度はもう少し真剣にやっていかないと、第6波に保健所自身が対応できなくなってしまう可能性もあるから、そういう点のぜひ強化を来年度予算ではしていただきたいと要求します。

**木付委員長** ただいま、委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** それでは、そのようにします。

以上で福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午後0時14分休憩

午後1時02分再開

**大友副委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の審査に入ります。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、生活環境部長及び関係課室長の説明を求めます。

**磯田生活環境部長** それでは、初めに昨年度の決算特別委員会において御指摘のあった案件について、措置状況を御報告します。

令和2年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の14ページをお開きください。

(3) 個別事項についての④防災意識向上疑似体験啓発事業についてです。

おおいた防災VRは、令和元年度に地震編、津波編、土砂災害編を、令和2年度に洪水・浸水害編、台風編を制作しており、様々な災害を対象とした防災教育に活用できるものとなっています。

県では、防災研修会やイベントなどにVRの視聴用ゴーグルを用意し、参加者に体験してもらうとともに、県民が容易に利用できるよう、各振興局及び防災対策企画課で視聴用ゴーグルの貸出しを行っています。

また、より多くの方が視聴でき、スマホ用VRゴーグルも利用できるよう、令和2年12月にはYouTubeに全編公開し、視聴回数は、令和3年8月20日現在で約51万回となっています。

今後も市町村と連携して、テレビなどの広報媒体や啓発動画、講習会・イベントなどを通じて広く周知し、利用促進に努めていきます。

次に、生活環境部の全般的な決算内容について御説明します。

令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の107ページをお開きください。

令和2年度歳出決算総括表です。

決算の総額ですが、表の一番下の欄の歳出合計を御覧ください。予算現額121億9,254万9千円に対して、支出済額が116億8,559万9,322円、翌年度繰越額が3億1,654万2千円、不用額が1億9,040万7,678円となっているので、予算現額と支出済額との比較は、5億694万9,678円となっています。

決算全般事項については以上です。

続いて、令和2年度における主要な施策の成果について、生活環境部関係の主要な事業を御説明します。

お手元の資料の大分県長期総合計画の実施状況について（主要な施策の成果（事務事業評価））（令和2年度実績）の65ページをお開きください。

上から2番目の、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、ユネスコエコパークに登録された祖母・傾・大崩地域の環境保全や、関係自治体と連携し魅力発信等を行うものです。オフィシャルアーティストを活用した情報発信や、受入環境の整備を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、認知度向上を目的とした普及啓発イベント・教育体験活動を実施し、目標を達成しています。

また、誘客拡大を図るため、見どころへ分かりやすく案内する道路案内標識を整備し、ドライブガイドブックを作成しました。

今後も、効果的な情報発信を行うほか、自然に触れる機会の創出等につながる受入環境整備の支援などを進めていきます。

次に、72ページをお開きください。

一番下の海岸漂着物地域対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、海岸の景観や環境を保全するため、大分県きれいな海岸づくり推進計画に基づき、プラスチックや流木等の海岸漂着ごみの回収・処分を行うものです。市町村に対する補助や県の委託事業により、海岸漂着物の回収処理を実施しました。

事業の成果や今後の方針ですが、定期的な海岸清掃による恒常的な海岸の環境保全を目的とした事業実施により、目標を達成しています。

今後も、災害時の迅速な対応に努めるとともに、内陸部の住民も巻き込んだ恒常的な海岸保全の取組も進めていきます。

次に、82ページをお開きください。

一番上のおおいたうつくし作戦推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、美しい自然と快適な地域環境を将来の世代へ継承するため、おおいたうつくし作戦を展開するものです。県民実行型の環境イベントの実施や、モデル地域の推進隊への支援を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集団での活動が難しく、うつくし大行動参加人数の目標は達成できませんでした。そのような中でも、工夫して実施したおおいたうつくし感謝祭では過去最高の参加者数を記録するなど、県民の環境意識の高まりが見られました。

今後は、Web等を活用するなど、うつくし作戦の見える化を図るとともに、県民の環境保全意識の醸成に取り組んでいきます。

次に、102ページをお開きください。

一番下のおおいたHACCPトータル支援事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、食品衛生法改正の趣旨を踏まえ、食の安全・安心を確保するため、HACCPの導入・定着に向けた支援を行うものです。民間団体の連携によるHACCPの定着支援や周知等を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーの規模を縮小して実施しましたが、少人数制のセミナー開催やWeb等を利用した講習により、目標を達成しました。

今後は、適切な衛生管理の徹底に向けて、導入施設への個別立入りなどによりHACCPの定着を図っていきます。

次に、124ページをお開きください。

上から2つ目の小規模給水施設水源確保等支

援事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、小規模集落等の水問題を解決するため、積極的に水源確保等に取り組む市町村に対し助成するものです。小規模給水施設の整備や、状況調査及びその結果に基づく整備計画策定に対する補助を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、小規模集落等の水問題解決に向け、6市町、16集落を支援し目標を達成しました。

引き続き、対策が必要な集落へ計画的に整備が行えるよう市町村を支援していきます。

次に、145ページをお開きください。

一番上の地震・津波等防災・減災対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、県民の安全・安心を確保するため、市町村が行う地域の防災活動や避難所の機能強化等に要する経費に対して助成するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、市町村への直接訪問により事業の活用を促進した結果、17市町村が本事業を活用して防災訓練や資機材の整備を行い、目標を達成しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における感染予防に必要な備蓄品の購入を支援し、地域の防災力を拡充しました。

引き続き、防災・減災対策におけるニーズを捉えながら補助対象経費等の検討を行うなど、より一層の活用促進を図っていきます。

次に、270ページをお開きください。

一番上の女性が輝くおおいづくり推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、女性が活躍でき、男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、働く女性等のニーズに対応した支援等を実施するものです。女性の社会参画を促進するためのセミナーや企業等への啓発を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、コンサルタントの派遣や優良事例等の紹介を通じて、女性の活躍推進に対する企業の意識・意欲が向上し、女性活躍推進宣言企業の増加につながり、目標

を達成しました。

今後も、女性の登用促進や働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、女性が輝くおおいアクションプランを実行し、官民からなる女性が輝くおおい推進会議において効果の検証を行っていきます。

次に、319ページをお開きください。

上から2番目の私学振興費です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、私立学校の教育条件の向上と経営の健全性確保等を図るため、学校法人等に対し運営費等を助成するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、私立学校の学校法人等への運営費補助等により、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の向上を図るとともに、経営の健全性を確保することにより、おおむね目標を達成しました。

引き続き、運営費に対する補助等を通じて、魅力ある私立学校づくりへの支援に努め、児童・生徒の増加につながるよう取り組んでいきます。

次に、329ページをお開きください。

一番上の青少年等自立支援対策推進事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、就労等社会的自立に困難を抱える青少年及びその家族を支援するため、子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センター等の運営を行うものです。

事業の成果や今後の方針ですが、センターに配置した支援員による市町村への後方支援を充実し、全ての市町村で相談窓口を明確化した結果、センターへの直接相談は減少したものの支援機関等からの間接的な相談が増加したことから、目標を達成しました。

今後は、複雑・困難化した事例に対し、相談従事者研修や多職種専門チームによるケース会議の開催等により支援の充実を行っていきます。

続いて、令和2年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果の概要について御説明します。

お手元の資料、令和2年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きくださ

い。

まず、行政監査についてです。

当部の関係では、5監査の結果(1)改善事項のうち、利用の項目について、御指摘をいただきました。これについて御説明します。

4ページをお開きください。

一番下の3利用(1)管理箇所における利用イ高額機器の活用についてです。

不用機器については、システムに登録し、管理換えの希望を募り、有効活用を図ること。また、管理換えの希望がなく使用不能になっているものについては、売却等により適正に処理するよう御指摘をいただきました。

この指摘を受けて、不用機器については、有効活用を図るなど、改善を行い、適正な処理を行っています。

なお、衛生環境研究センターにおいて、2台のガスクロマトグラフ質量分析装置の利用可能な部分をあわせて、使用可能な1台に改修した例があり、監査結果報告書では好事例として報告されています。

行政監査については以上です。

包括外部監査については、当部は該当ありませんでした。

その他の事業については各課・室長から説明するので、よろしくお願ひします。

**河野生活環境企画課長** それでは、生活環境部関係の歳入決算額の予算に対する増減額や不用額及び収入未済額について、お手元の資料、令和2年度決算附属調書により、生活環境企画課から一括して御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。決算附属調書の3ページをお開きください。

表中の左、科目欄、手数料の二つ目、保健環境手数料の増収となったものの衛生免許試験その他手数料324万9,947円は、産業廃棄物関連の許可申請件数が見込みを上回ったことによるものです。

次に、4ページをお開きください。

科目欄、国庫負担金の三つ目、教育費国庫負担金の減収となったものの一つ目、高等学校等

就学支援金負担金623万2,525円は、私立高等学校等就学支援事業費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、5ページを御覧ください。

科目欄、国庫補助金の二つ目、福祉生活費国庫補助金のうち、減収となったものの五つ目、地方改善施設整備費補助金865万8千円は、令和2年7月豪雨で被災した地区集会所の復旧工事の令和3年度への繰越明許等によるものです。

次に、6ページをお開きください。

科目欄の一つ目、保健環境費国庫補助金のうち、減収となったものの六つ目、自然環境整備交付金4,372万5千円は、令和2年7月豪雨で被災した登山道の復旧工事の令和3年度への繰越明許等によるものです。

次に、9ページをお開きください。

科目欄の一つ目、教育費国庫補助金のうち、減収となったものの三つ目、高等学校等奨学事業費補助金585万2,331円は、奨学給付金の支給額が見込みを下回ったことによるものです。

次に、12ページをお開きください。

科目欄、基金繰入金のうち、一番下の産業廃棄物税基金繰入金3,706万8,929円は、災害時海岸漂着物処理事業費が見込みを下回ったため、基金の取崩し額が見込みを下回ったことによるものです。

次に、不用額の主なものについて御説明します。

20ページをお開きください。

科目欄、防災費のうち、一番上の防災総務費3,844万4,824円は、地震・津波等防災・減災対策推進事業費の市町村に対する補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次にその下、科目欄、社会福祉費のうち、三つ目、消費生活県民費703万6,940円は、消費生活安全・安心推進事業費の市町村に対する補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、21ページを御覧ください。

科目欄、薬務生活衛生費のうち、一つ目の薬

務生活衛生総務費1,769万7,285円は、民営水道施設災害復旧支援事業費の市町村に対する補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次にその下、科目欄、環境保全費のうち、二つ目の環境整備指導費5,744万3,612円は、海岸漂着物地域対策推進事業費の県の委託による海岸漂着物の撤去費用等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、収入未済額の主なものについて御説明します。

28ページをお開きください。

科目欄、雑入に係る収入未済額として、次のページの課名欄の二つ目、循環社会推進課分2億1,545万8,828円については、日出町真那井の産廃処分場、竹田市直入町の廃プラスチック撤去及び杵築市日野の産廃処分場に係る行政代執行経費の残額並びに環境保全協力金の未収額です。事業者の支払能力不足等により収入未済となっているものです。

今後も、引き続き事業者の収入状況を注視しながら、鋭意代執行経費の返済を求めるとともに、環境保全協力金についても、納付を求めていきます。

決算附属調書による生活環境部関係についての説明は以上です。

お手元の令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書をお願いします。

生活環境企画課関係について御説明します。

109ページをお願いします。

第6目交通対策費の事業説明欄一番上、おこさず・あわず・事故ゼロ運動推進事業費決算額617万7,243円です。この事業は交通事故のない安全で安心な社会の実現に向け、県民総ぐるみ運動として四季の交通安全運動を実施するとともに、企業や学校などの各種研修会に交通安全教育講師を101回派遣し、4,309人に対して、交通安全思想の啓発を行ったものです。

111ページをお願いします。

第6目衛生環境研究センター費の事業説明欄上から二つ目の運営費決算額1億632万6,

998円です。この事業はセンターの運営及び残留農薬や感染症などの保健衛生並びに水質やPM2.5などの環境保全に関する試験検査に要した経費です。

**宮澤うつくし作戦推進課長** うつくし作戦推進課関係について御説明します。

113ページをお願いします。

第2目公害対策費の事業説明欄一番上の気候変動対策推進事業費決算額2,871万9,994円です。この事業は、大分県地球温暖化対策実行計画に定める家庭、業務、運輸の各部門におけるCO2削減目標の達成に向け、省エネ診断の実施やエコドライブの推進、緑のカーテンや宅配1回受け取りキャンペーンなどを実施したものです。

その二つ下の未来の環境を守る人づくり事業費決算額1,325万5,293円です。この事業は、県民の環境意識を高めるとともに、主体的に行動することができる人づくりを行うため、地域や学校で開催される研修会等への環境教育アドバイザーの派遣や、環境劇の公演、環境ワークショップを実施したものです。

**大海自然保護推進室長** 自然保護推進室関係について御説明します。

114ページをお願いします。

第4目自然保護費の事業説明欄上から四つ目の国立公園等施設整備事業費決算額1億9,108万49円です。この事業は、自然環境の保全や誘客の拡大を図るため、久住山避難小屋の改築や牧ノ戸峠駐車場のトイレの洋式化など、国立公園内の施設整備を行い、安全で快適な公園利用の環境整備を実施した経費です。

115ページをお願いします。

第5目温泉費の事業説明欄一番上の温泉資源適正利用推進事業費決算額3,338万6,143円です。この事業は、温泉の保護と適正利用を推進するため、別府市と共同で別府市の温泉現況調査を行ったほか、継続的なモニタリング実施のため、泉源に圧力、温度等を自動計測する計器を設置した経費です。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 県民生活・男女共同参画課関係について御説明します。

118ページをお願いします。

第4目消費生活県民費の事業説明欄上から二つ目の消費生活安全・安心推進事業費決算額3,734万2,401円です。この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、相談体制の充実やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進に要した経費です。

119ページをお願いします。

第4目女性青少年対策費の事業説明欄一番下の女性に対する暴力防止推進事業費決算額1,977万659円です。この事業は、DVや性暴力などの女性に対する暴力をなくすため、効果的な啓発や研修を行うとともに、ワンストップ支援センターの運営などに要した経費です。

**寺川私学振興・青少年課長** 私学振興・青少年課関係について御説明します。

121ページをお願いします。

第8目文教費の事業説明欄上から二つ目の私立高等学校授業料減免支援事業費決算額2億1,993万400円です。この事業は、国の授業料実質無償化の対象とならない世帯における私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料減免を行う学校法人に対し助成したものです。

下から二つ目の私立高等学校等就学支援事業費決算額22億8,180万3,851円です。この事業は、家庭の経済的負担を軽減し、意志ある高校生等が教育を受ける機会を確保するため、私立高校生等に対して国公立高校の授業料相当額を助成するとともに、低所得世帯に対しては増額して助成したものです。

**大隈食品・生活衛生課長** 食品・生活衛生課関係について御説明します。

123ページをお願いします。

第3目食品衛生指導費の事業説明欄上から二つ目の食品衛生監視指導推進事業費決算額2,338万3,829円です。この事業は、食品の安全確保と食中毒を防止するため、食品関係営業施設への監視指導を行うとともに、営業者や消費者に対し、食品衛生に関する普及啓発等に要した経費です。

また、昨年末には飲食店における新型コロナ

ウイルス感染症の拡大を防止するため、感染症防止対策の取組状況の確認や、掲示物の配布を実施しました。

125ページをお願いします。

第4目環境衛生監視費の事業説明欄一番上の動物愛護協働推進事業費決算額2,091万6,284円です。この事業は、犬猫の譲渡を促進するとともに、動物愛護精神の涵養を図り殺処分頭数を削減するため、市町村への不妊去勢手術費用の補助や動物愛護教育活動に要した経費です。

**中田環境保全課長** 環境保全課関係について御説明します。

126ページをお願いします。

第2目公害対策費の事業説明欄一番下の大気保全対策事業費決算額3,295万5,556円です。これは、県内の良好な大気環境を保全するために、大気汚染常時監視テレメータシステムによる大気環境の常時監視や大気汚染防止法に基づく工場・事業場の監視指導などに要した経費です。

128ページをお願いします。

第1目薬務生活衛生総務費の事業説明欄一番下の大分県水道ビジョン推進事業費決算額95万3,285円です。これは、県内の市町村に対し水道の計画的な施設整備の促進や、水道施設の立入検査・維持管理の指導及び水道施設整備費国庫補助事業の指導監督を行うための経費や、大分県水道ビジョン推進に係る会議及び人材育成研修会などに要した経費です。

**嶋崎循環社会推進課長** 循環社会推進課関係について御説明します。

130ページをお願いします。

第3目環境整備指導費の事業説明欄上から二つ目の産業廃棄物処理施設等監視指導事業費決算額4,078万5,382円です。この事業は、産業廃棄物の適正処理のため、県内5ブロックに配置した産業廃棄物監視員によるパトロールや、最終処分場における水質検査、処理施設の監視指導等に要した経費です。

次に、その下の廃棄物不法投棄防止対策事業費決算額8,029万9,108円です。この

事業は、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止用フェンスの設置など不法投棄の再発防止対策及び市町村が実施する監視や啓発活動の不法投棄対策事業の支援に要した経費です。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 人権尊重・部落差別解消推進課関係について御説明します。

132ページをお願いします。

第1目社会福祉総務費の事業説明欄下から三つ目、人権啓発環境整備事業費決算額235万5,854円です。この事業は、効果的かつ体系的な人権教育・啓発を行うための基盤整備として、人権啓発講師等の人材の育成や啓発資料の作成・購入等に要した経費です。

その下、人権施策推進事業費決算額210万8,471円です。この事業は、様々な人権課題に対応するため、大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づく人権施策を総合的に推進するために要した経費です。具体的には、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の運営、企業・団体が行う人権研修の普及に向けた支援等に要した費用です。

**首藤防災対策企画課長** 防災対策企画課関係について御説明します。

133ページをお願いします。

第1目防災総務費の事業説明欄上から5番目の地域防災力向上支援事業費決算額2,285万1,217円です。この事業は、地域防災力の向上を図るため、地域における自助・共助活動の要となる防災士の各種研修等を行うとともに、避難訓練未実施の自治会等へ直接支援を行うために要した経費です。

防災士の研修については、地域の避難訓練の企画から実践まで、コーディネートできる防災士を育成するため、キャリアアップ研修を県内7か所で計9回開催し、226名の防災士が受講しました。

134ページをお願いします。

事業説明欄下から3番目の防災意識向上疑似体験啓発事業費決算額1,817万8,993円です。この事業は、県民の防災意識の向上や地域における防災教育の強化を図るため、災害

を疑似体験できる防災VR映像の制作及び地震体験車を活用した普及啓発に要した経費です。

防災VR映像については、各振興局及び当課において、VR視聴用ゴーグルを自治会や学校等に貸し出すとともに、より多くの方が視聴できるように、YouTubeにVR映像を全面公開しています。令和2年度末時点で、約14万9千回視聴されています。

また、地震体験車については、コロナ禍の影響で利用が低調であり、令和2年度の稼働日数は58日で、目標の48.3%となっています。  
**後藤危機管理室長** 危機管理室関係について御説明します。

133ページをお願いします。

第1目防災総務費の事業説明欄一番下の防災行政無線等管理費決算額1億2,520万1,193円です。この事業は、災害時等における通信連絡手段を確保するため、県庁・振興局等に整備した無線局の維持管理や防災センター等の保守管理、運営に要した経費です。

134ページをお願いします。

事業説明欄上から三つ目の国民保護対策事業費決算額1,075万4,760円です。これは、武力攻撃等が発生した場合、国民保護法に基づき、県民の避難、救援等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、関係機関の連携強化による初動対処能力の向上を図るため、国と共同で実施した国民保護実動訓練に要した経費です。  
**三股消防保安室長** 消防保安室関係について御説明します。

135ページをお願いします。

第2目消防指導費の事業説明欄上から二つ目、高機能消防指令センター共同整備支援事業費決算額651万7千円です。この事業は、県内各消防本部の連携・協力による消防指令業務の共同運用の取組を支援するため、県全域の119番通報を一元的に処理する高機能消防指令センターのシステムの基本設計にかかる費用について助成したものです。

136ページをお願いします。

第3目消防学校費の事業説明欄上から二つ目、消防学校教育力強化事業費決算額8,325万

4, 430円です。この事業は、最前線で活躍する消防職員が安全・迅速・的確に消火活動を行えるよう、実際の火災状況を再現した訓練が可能となる実火災訓練施設の整備と訓練に必要な装備の購入等に要した経費です。

**大友副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** 主要な施策の成果の270ページ、女性が輝くおおいたづくり推進事業の関係で、これはセミナーとか企業等への啓発を行っていますが、啓発を行う観点として、ジェンダー平等の視点から行っているのかをまず1点聞きます。

次に、決算事業別説明書の126ページ、大気保全対策事業費です。これは久しぶりに聞きますが、日本製鉄のばいじん公害の問題における降下ばいじんについて、管理目標値が1平方キロメートル当たり月6トンとなっていますが、現状はどういう状況になっているのか。

また、大分市と共同で工場の検査に入っていますが、昨年はどうのような形で検査し、どのような内容だったのか。

最後に、同じ決算事業別説明書132ページ、部落差別解消推進事業費です。運動団体へ毎年820万円で委託していますが、昨年度決算は348万円、半分以下になっていますね。これはコロナによって研修会を中止したとありますが、中止するぐらいならやめるべきだと言っておきます。

いまだに部落差別は解消していないと言って、運動団体に研修会とか生活相談等の事業の委託をしています。その根拠として、人権に関する県民意識調査をあげていますが、具体的にどのような差別事象があったのか。心の中は別にしても、落書きとか具体的な事象があったのかということ。その内容と件数はどれくらいあって、また、何を根拠にして差別事案と言って委託料を払っているのかという点について伺います。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** では、私から女性が輝くおおいたづくり推進事業についてお答えします。

本事業は、男女共同参画社会の実現を総合目標とする第4次大分県男女共同参画プランに基づいて実施しており、SDGsのゴールの一つであるジェンダー平等の実現と軌を一にするものでもあると考えています。

このプランを策定する際に実施した意識調査では、職場において男女が平等であると回答した人の割合は19.6%にとどまっていたため、目標を30%と定め、各種取組を進めてきました。

この事業では、女性の社会参画を促すセミナーや企業が女性の採用や登用に取り組む機運を醸成するための啓発事業等を実施しました。

令和元年度の意識調査では19.6%から24.6%にまで増加はしましたが、まだまだ低い状況です。今後ともジェンダー平等となるよう、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていきます。

**中田環境保全課長** 日本製鉄の降下ばいじんの関係について2点ほど御質問をいただいたのでお答えします。

まず、1点目の降下ばいじんの測定値です。年平均値として平成18年度は5.2トンでしたが、令和2年度の測定値は3.1トンで、着実に低減してきている状況です。しかしながら、風向きとか降雨量、それから、春先等黄砂等の影響により、測定値が6トンを超える月もあります。

ちなみに、令和2年度は10月、1月、2月にマウンドの1地点ですが、6トンを超えています。そのため、測定値、その傾向等を検討し、散水強化等の低減対策を指導している状況です。

次に、立入検査の状況ですが、県としては大気汚染防止法に基づく立入権限はありませんが、公害防止協定に基づき、大分市と合同で令和2年度は11回立入りを行っています。

その内容ですが、原料ヤードとか焼結炉等のばいじん対策の状況、それから、環境保全計画の進捗状況について監視を行っています。特に

さきほど言った測定値が高いマウンドでの対策が課題と考えています。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 私からは部落差別解消推進事業費についてお答えします。

昨年6月に法務省が公表した部落差別の実態に係る調査結果によると、大分地方法務局管内に相談のあった件数は、平成29年度までの3年間で14件、大分県及び県内市町村に相談のあった件数は、平成29年度までの5年間で合計47件となっています。また、残念ながらその後も毎年差別事象は発生しています。内訳としては、結婚に関することや差別落書き、また、ネット内の書き込みなどです。

また、平成30年に実施した人権に関する県民意識調査の中の同和問題の設問においても、同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますかという質問に対する回答は、持っている人がいる、持っている人はまだ多いの合計が39.6%であり、いまだに4割近くの方が差別意識を持っているという結果になっています。

このような差別の実態と差別意識の存在を踏まえるとともに、部落差別解消推進法で地方公共団体の相談体制の充実と教育啓発が規定されていることから、部落差別の解消に向けて地域住民に対する生活等相談対応に関すること、地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に資する研修会等を開催すること、これらの活動のための基盤づくりとして担い手の養成を行うことの三つの事業を委託しています。

コロナ禍にあっても感染防止対策に留意、工夫しながら研修会等を開催することは差別解消のために重要と考えています。

**堤委員** まず一つ、ジェンダーの関係で、県としてジェンダー平等について、どのようなものがジェンダー平等と考えているか、基本的な考え方を教えてください。単純に男女共同参画社会のためではなくて、具体的な中身で話をしてください。

次に、大気保全の関係で、確かにばいじんは以前に比べればかなり低減した、私は住んでい

るからよく分かりますが、そういうところでますます原料ヤードに散水している。防じんネットをしている精鉱工場の密閉化とか、いろいろ対策は取っていますが、まだまだ風が強い日だとか、また臭いの問題とか、いろいろ背後地からはかなり声が出てくるんです。特に高いマンションの場合には細かい粒子がマンションにぶち当たって、重たいやつは萩原とか津留に落ちて、細かい粒子は明野とか大在とかに流れていきます。そういう点では、そういう対策を取っていくことが本当に大事だと思うが、具体的な中身についての協議をされているのかと思います。

それと、同和問題で820万円から三百何十万円に下がっています。下がったからといって差別が増えているということは絶対ないと思う。つまり、研修が半分になったから差別が増えたとかは。私が言いたいのは、820万円の委託料、研修の委託です。その委託料を払ったとしても、差別意識というのは別ですよ。差別意識——意識するというのは内心の自由だから、憲法上、誰が何を思うのは自由ですからね。差別事象と県が勝手に思う中身について、820万円の研修会の委託料を出しているのに、さっきの数字を聞くと、変わっていない状態です。となれば、全く研修の意味がない。820万円の補助金みたいなもんですよ。私は中身を見ましたが、本当に補助金と言っていいぐらいの委託料です。こういうものはやめていく又はすぐにやめるのが難しければ低減していく、削減していくという姿勢がないといかんと思います。だから、そういう点について最後に伺います。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 私どもが考えるジェンダー平等ですが、まず、男女が共に尊重し合い、男女が個性と能力を十分に発揮できる社会、また、女性に対する暴力等がなくなって住みやすい社会を、ジェンダー平等の社会と考えており、これは男女共同参画社会と同じものであると捉えています。

**中田環境保全課長** 日本製鉄の降下ばいじんの協議の内容ということで御質問いただきました。堤委員がおっしゃるとおり、住民から窓が開

けられないとか洗濯物が干せないとかの声をいただいております、私も昨年、高城のマンションに実際に行って壁とかの黒い汚れとかも見てきました。

協議をどうしているかということですが、現在、日本製鉄と大分市、それから、県の3者による降下ばいじんの検討会を年4回開催していますが、その中で、ばいじんの測定結果と、その原因になるような、どういうことが原因でそういう結果になっているのかとか対策、それから、その効果等について協議を行っています。

その中で、3年ごとに日本製鉄が作る粉じん対策の指針があります。それから、毎年環境保全計画書を会社側が作っているのです、そういった内容の中身を随時検討しながら、対策の効果等について何度も協議を重ねています。

特に今の指針の中では、住民から苦情が多い黒色粉じん——黒い粉じんですね、この対策に力を入れており、石炭とかコークスの発じん防止対策等について重点的に協議を行っている状況です。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 部落差別の意識の部分について、私からお答えします。

もちろん内心の自由は認められていますが、それが言葉や行動に表面化することで実際に差別が生じていることになると思います。

また、特に近年はインターネット内で部落差別を誘発、助長する書き込みが多数存在するなど、差別事例は実態としてあります。

もちろん効果的な研修、啓発を行うことで差別の意識は随分改善されている部分もあり、研修は基本的に大変重要だと思っているので、引き続きしっかり取り組んでいきます。

**堤委員** ばいじんの件は、ぜひ頑張って市と協議しながら、企業とも相談してください。

ジェンダーの問題は、若干考えが違うから、これはまた議論しましょう。

**御手洗課長**、これはインターネットでいろいろ書かれているが、実際見ましたか。僕は見ましたよ。同和問題で検索してみたら、ほとんどが同和は怖いとか、運動団体は怖いとか、こう

いうものはどうなるんだろうとか、誹謗中傷する記事というのは僅かなものですよ。そういう状況の中で、それだけを取り上げて同和問題があるから研修をしなければいかんというのは短絡的、税金の無駄遣いです。だから、そういう点では、今後やめていくことを強く要望しておきます。

**守永委員** 決算事業別説明書132ページの人権啓発推進事業費、人権施策推進事業費等についてお尋ねします。

パートナーシップ制度について、6月議会の一般質問で後藤議員が取り上げていましたが、その際の答弁で、今年4月から大分県営住宅等管理規程を一部改正し、市町村の証明書等により、パートナーシップ関係の認定を基に公営住宅への同居を可能としたことが紹介されていました。差別をなくし、誰もが暮らしやすい大分県をつくる上では、様々な差別を解消する取組の一つとして、主管課を持つ生活環境部においてもパートナーシップ制度についての議論がなされたことだろうと思っています。

2020年度のパートナーシップ制度についての議論経過と、県としてどういう取組方針を持つのか、どのように方向付けられたのか、部長にお伺いします。

**磯田生活環境部長** 人権啓発推進事業費の御質問についてお答えします。

昨年4月に改定した人権尊重施策基本方針、この中では、性的少数者の人権課題について、新たに重要課題に位置付けをしています。パートナーシップ制度についても、市町村との意見交換、それから、自治体の導入、運用状況の把握を行うと記載しています。

この基本方針に基づき、昨年度は県内市町村と随時意見交換を実施しました。制度導入を検討する市町村がある一方で、独自での導入は難しいという意見も出されています。

現在、県内では臼杵市が本年4月に制度導入済み、豊後大野市も来年4月にファミリーシップ制度も含めて導入予定となっています。

全国では、本年9月1日現在で117自治体が導入しています。うち県域での導入は5府県

となっています。

県で制度を導入する際は、既に制度を導入している市町村間、あるいは県との関係で得られる具体的な効果に差が生じる可能性があることなどが課題として指摘されているようです。

今年度は調査研究の一環として、先日、県政モニター県民を対象にした性的少数者への理解全般についてのアンケートを実施しましたが、その中で、パートナーシップ制度については、早期導入や啓発の必要性を求める意見がある一方で、必要はないという意見もありました。

制度自体は当事者の生きづらさの解消であるとか、県民の性的少数者への理解促進に効果的と認識しています。しかしながら、意思表示しにくい方もたくさんいると思われるので、引き続き様々な意見に耳を傾け、慎重に調査研究を進めていきます。

**守永委員** 市町村と随時意見交換等を行ってきたと話がありましたが、その中で、独自の導入が難しいと考えているという声があったということですが、独自での導入が難しいという状況、どう独自で導入が難しいと判断しているのか。ただ単に議会なり住民の声として、それを認めるという声が少ないからということで難しいのか、また、他に要素があるのか、その辺の状況がもし聞き取られた中で分かれば教えてください。

また、パートナーシップ制度にしても、LGBTQ+という表現も最近ではされるようですが、この言葉にしても、言葉の意味そのものが分からない方もおられるでしょうし、どのような悩みを抱えている人がいるのかが理解されないと誤解されかねないと思っています。その理解を得るためには、日常的な広報活動によってどういうことを問題にしているのか、そのことを周知させていくことが大事でしょうし、その周知活動が徹底されないと理解そのものが深まらない。結果的には、多くの方が差別解消の上では大切ではないとして理解していないだろうと思います。

このパートナーシップ関係を公的機関が認定することについては、例えば、県営住宅の管理

規程では、その認定を受けた方が県営住宅などに入居可能となりますが、そういう公的な住居を提供することが可能になっていくということで、様々な生活の対応が変わってくるのは確かだし、さらに追求すれば、子どもを引き取って、子どもを養育する、そういった環境をつくることもさらに進んだ将来的な夢として語られることにもつながるのではないかと思います。そういったことも全て県民がそういう状況を理解するということが大事だろうと思っています。

賛成する人が少数だから実現できないではなかなか先に進めることはできないし、県域で条例をつくってきた先進県を見ていただいて、どう改善されたのか、また、広報活動がどうなっているのか、研究もしていただきたいと思いますが、その辺で何か状況が分かるころがあれば教えてください。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 市町村との意見交換の中で独自の導入はなかなか難しいという御意見もあったと説明しましたが、やはり委員がおっしゃるとおり、性的少数者の人権を守る取組はとても大事だが、そういった啓発とか周知、やはり理解の部分はどう進めていくのがいいのか、なかなかその具体的な取組、理解を得る方法は市町村としても独自でするには難しい。そういうことであれば、県域でぜひ検討してほしいという御意見もいただいています。

本当に委員がおっしゃるように、一部の性的少数者のためではなく、真の共生社会実現に向け、いろんな御意見の方の御理解をいただくことがこれから大切になると思います。そういったところをしっかりと取り組んでいきます。

**守永委員** いずれにしても、思いをどう受け止めるか、受け止めてもらえることが確認できるのか、そういったことが差別を解消することには大事だし、そのための広報にぜひ積極的に力を入れ、パートナーシップ制度についても善処するようにお願いします。

**小嶋委員** 1点だけですが、主要な施策の成果の70ページに3R普及推進事業があります。エコバッグ、マイバッグの持参運動がこれをも

って行われていますが、成果指標をレジ袋削減枚数とし、目標が7, 200万枚、実績は7, 030万枚と示されています。私は通告書の中でレジ袋購入状況が分かればと聞いています。7, 030万枚減らしているということですが、これはどういう調査でこの数字が出ているかを少し教えてください。

最近、大きな声にはなっていますが、レジ袋を断って、ごみ袋を購入する矛盾ということも、主婦層の中という言い方はいいかどうか分かりませんが、買物によく行く人たちの中では言われています。エコバッグは本当にエコなのかと疑問視する動きもあると聞きますが、これまで取り組まれた県のうつくし作戦の推進の観点から、現状の動向についてお聞かせください。

レジ袋を断るんですが、薄いビニール袋、家でごみを捨てるときに、やっぱりごみ袋としてるので、ごみ袋を買います。ですから、レジ袋を断っているが、結局、違うごみ袋を買っているのではないのという声があるようですので、それらの声も御存じだと思いますが、この間の取組や現状の動向についてお聞かせください。

**宮澤 うつくし作戦推進課長** 私から3R普及推進事業についてお答えします。

まず、エコバッグの持参運動についてです。県では平成21年6月からレジ袋無料配布の中止の取組を進めています。その取組に賛同いただいている事業所とレジ袋削減検討会議を立ち上げており、平成21年6月1日から無料配布の中止をスタートしています。そこで、配布の状況とか取組状況を御報告いただいております。その積み上げが削減枚数の実績になります。

県内のエコバッグ持参率は、抽出調査ですが、義務化される前の令和元年度では84.1%でしたが、有料化後の令和2年度は前年度比2.2ポイント増の86.3%になりました。

それと、環境省が昨年11月に全国で行ったレジ袋使用状況に関するWeb調査によると、直近1週間以内に買物をして店舗でレジ袋をもらわなかった人の割合は71.9%となっているので、残りの28.1%はレジ袋を購入したものと考えられます。

そしてもう一つですが、レジ袋について、もらったものをごみ袋として利用しているケースがあり、それが有料化でもらえなくなったので、自分で購入するごみ袋の量が増えたという声は確かに我々も聞いています。

ただ、レジ袋の有料化の目的は、ふだん何気なく無料でもらっていたレジ袋が有料化されることで、それが本当に必要かを考えてもらい、ライフスタイルを見直して、プラスチックの過剰な使用を抑制するところにあります。うつくし作戦推進の観点からは、レジ袋の有料化を契機に、一人一人にプラスチックとの付き合い方を考えてもらって、使わなくてもよいプラスチックは使わないようにするという意識の醸成が必要であると考えています。

**小嶋委員** 私もレジ袋の有料化の方針は、それは正しい方針と思います。そのことについて反対というか、異を唱えているわけではありません。ただ、生活の中で、レジ袋はもらわないが、つついごみ袋を別に買っているというのはあると思うので、そこまで踏み込んで、意識改革と言われましたが、意識改革を本当にしっかりできる仕組みづくりも今後は考えていく必要があるのではないかと思います。

パーセンテージでレジ袋購入率28.1%の話をしていました。確かにそういうことだろうと思いますが、つついごみ袋に頼ってしまうところは何かの形で変えていく必要があるだろうと思うので、我々も気を付けなきゃいけないと思いますが、方向性としてはしっかりエコバッグをさらに推奨するという、それから、レジ袋の有料化の推進と、そのことによるごみの減量というものの努力をしていかなければなりません。

レジ袋の料金は、大きさによって3円とか5円とか違いますが、そのお金が以前は県や市町村の財政に寄与することがあったと思いますが、この動向はどうなっているか、1点伺います。

**宮澤 うつくし作戦推進課長** お答えします。

昨年7月の有料化の前は、県と協定を結んでいる事業者から、実際のところ、おおむね県にレジ袋の収益金という形で寄附をいただい

るケースが多かったです。それについては、県でも環境劇とかに使っています。昨年の実績で言うと、9団体から439万円ほどの寄附をいただいています。大体例年そういった形です。

昨年7月の全国的な有料化に伴い、制度としては、使い道は事業所自らの判断にはなっています。なっています、そもそも消費者の理解を促すという制度だから、その使い道等については公表することを推奨するとともに、売上げを環境保全や社会貢献活動に寄附するという優良事例等も紹介しながら、そちらの使い道へ促している状況です。大分県も引き続きレジ袋の収益金という形で寄附をいただいております、レジ袋が有料化になって皆さんがマイバッグを使うようになれば、その金額は下がっていき、そのこと自体は悪いことでは全然ないと思うんですが、そういった形の収益金を寄附いただいた場合は有効に活用させていただきます。

**大友副委員長** ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**太田委員** 消防団のことにしてお尋ねしたいのですが、先日の土曜日に陸上自衛隊湯布院駐屯地の中で火災がありました。2時間ぐらい燃えましたが、消防団として陸上自衛隊の中に入るといことは初めてのことでした。誰も経験がなく、水利とか、どこに何があるかが一切分からない中で消防活動をし、非常に困難を極めたのが実情でした。今まで駐屯地の中で火災があったことはなかったので、団員はほとんど経験のない中で消防活動を行いました。そういう国の施設の中で弾薬庫も近くにあるし、もし災害とかで、これからもどういう連携をしながら、果たして一般のボランティアの消防団がそういう中に立ち入って作業をしていかも含め、いろんな検討がこれから必要になるかなと思っていますが、その辺の大まかな指針みたいなものが分かれば教えてほしいのですが。

**後藤危機管理室長** 国の施設について、特に駐屯地になると、いろんな火薬とかの関係もありますが、そういう場合については、自衛隊の中でしっかり施設の管理ができています。今回は駐屯地で、詳細についてはまだ承っていないで

すが、そういう中での消火活動になった場合の明確な指針というものを今持ち合わせていないので、しっかり調べて対応できる形にしていきたいと思います。

**太田委員** 一般だとそういう事業所とかの中には大概防火水槽とかあると思いますが、一切ないですよ。いわゆる消防が使うほどの水量の水利がなくて、水が足らなくなって、外から補給する形だったらしいですが、結局、全てフェンスがあるんですよ。いわゆる機密事項とか、いろんな兼ね合いがあつて簡単には入られない。入口も2か所しかない感じだったので、非常に団員としては苦勞したということで、その辺の検証を含めて対応をよろしくお願いします。

**大友副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** 事前通告が2人の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**木田委員外議員** 主要な施策の成果329ページ、青少年ネット安全安心利用推進事業についてです。

近年、ネット依存やゲーム障害問題が懸念され、中国での子どものゲーム制限令などが報道されている状況もあります。青少年のネット利用の制限に対する考え方について、他県では強制的な条例を作ったりしており、自主的な規制にもいろんな考え方がありますが、本県ではネット利用等の規制に対する啓発をどういうスタンスでやるのか、どういふ考えでやっているのか教えてください。香川県の条例については全国的にもかなり議論になりましたが、本県はどのようなスタンスなのか教えてください。

あと、家庭でのルールづくりが約3分の2程度ということで評価がBになっていますが、今、スマホの所有状況は中学生で7割、高校生になるとほぼ10割ですが、ネットとかの利用時間やアプリ等の課金状況に関して、年齢や学齢に応じた県での統一又は標準的なルールは示されているのか、それとも、学校や家庭での自主的な対応に委ねられているのか教えてください。家庭でのルールづくりとありますが、その家庭

のルールの中身は大丈夫なのかという心配もあるし、PTAで取り組んでいるルールもあると思いますが、そういったルールには問題がないのか、ちょっと心配があります。教えてください。

**寺川私学振興・青少年課長** ネット利用の制限に対する考え方について御質問いただきました。

県が行っている青少年ネット利用実態調査によると、スマートフォンの利用開始時期については、小学生以前から利用している中学生が46%、中学生以前から利用している高校生が約65%とスマホ利用の低年齢化が見られます。また、インターネットの利用時間については、平日2時間以上ネットを利用している小学生は約26%、中学生は約50%、高校生は約66%と増加傾向が見られ、トラブルを経験した人も約10%います。デジタル化の進展に伴い、ネット利用は日常生活の中で不可欠なものとなっています。県としては、規制ではなく、適正な利用に向けてネット社会と上手に付き合っていく、そのため家庭でのルールづくりが必要であると考えています。利用実態調査結果では、約70%の家庭がルールありと回答しています。県では、世代に応じたネット利用、リテラシーの向上機会の提供と啓発活動を行っています。

まず、中高生に対しては自ら考える力を養うためにICTカンファレンスを開催しています。幼稚園児、小学生等については、特に保護者に対する意識の向上を図ることが必要なので、フォーラムを開催するなどネット利用モラルやリテラシーの向上に努めています。

続いて、利用時間やアプリ等の課金利用に対する統一ルール又は標準ルールについての考え方です。

議員が言われたように、先行事例として、香川県は令和2年4月、ネット・ゲーム依存症対策条例を制定し、ゲーム利用時間の制限、これが平日は60分、休日は90分ということで保護者に対する努力義務を設けています。この条例が制定された後ですが、県弁護士会からの反対表明、高校生からの損害賠償請求、働く主婦層など各方面からの反発があるようです。

このようなことから、本県では、現状では統一ルールや標準ルールを定めることは困難であると認識しています。本県では、さきほど御説明したとおり、規制ではなく、上手にネットと付き合っていくため、フォーラムやカンファレンスの開催など、保護者に対する啓発活動を通じて家庭でのルールづくりと保護者の意識向上に努めていきます。

**木田委員外議員** どういうルールを具体的に示すかが大切だと思います。そしてまた、そのルールがなぜ必要なのかという根拠ですね、考え方を保護者、子どもに示すことが必要だと思います。

このコロナにおけるマスク着用もソーシャルディスタンスも、その根拠、必要性が分かるから、みんなそのルールを守るわけですよね。最近でも守らなかった方がいるかもしれませんが、最初は皆さん付けない人もいたと思います。ただ、その必要性が分かったから、みんな付けるようになったんですね。スマホの利用についても、なぜ控えるときは控えなきゃいけないかという考え方、根拠を示すこと、理解を得ることが必要だと思います。

昨年、「スマホ脳」という本をスウェーデンのハンセンさんという精神科医が発行されて、今、世界的なベストセラーですね。日本でも、スウェーデンの人口に置き換えると、300万冊ぐらいいくようなベストセラーですが、大変分かりやすく、科学的なアプローチで、スマホ、ネットを利用することの、特に子ども、若者に与える影響を示しています。県議会の図書室にも置いており、非常に人気です。今、貸出中になっているので、誰か読んでいると思いますが、ぜひこれを読んでいただいて、子どもたちに必要なネットの利用の仕方、スマホの使い方を具体的に示していくことが必要だと思います。

特に、学習の記憶定着への影響が非常に大きいわけで、その辺の説明を見ると、やはりルールはあるんだということがよく認識できると思います。そういったことを子どもや、あるいは保護者に分かっていたら啓発が——香川県のような、あそこまでいくかはかなり議論が必要

と思いますが、なぜルールが子どもや若者たちにとって必要なかを分かってもらえる啓発を具体的に進めていただきたいと思います。いかがですか。

**寺川私学振興・青少年課長** 議員が御指摘のとおり、分かりやすいルールの必要性とかを啓発する必要があります。

本課ではチラシを約8万部印刷し、小学生、保育園児、幼稚園児のいる世帯に配布したいと考えています。石川県とか、いろんな県を見ると、チラシの中に分かりやすくルールをつくる必要があるとか、朝食をきちんと食べましょうとか、そういったことも含まれており、他県の事例を収集してチラシをつくりたいと思っています。議員が御指摘の点も踏まえた形で作成したいと思います。

**木田委員外議員** 私もスマホ脳を読んで物すごく啓発されました。ホモサピエンスの中でなぜ我々がこうして生き残って、今、地球上にいるのかというところからスタートしていますが、それと、ネットは、いろんな構造で結び付いており、そこはぜひ御覧になっていただきたいと思います。

高校生を見ても、自転車に乗っているのに、スマホを見ながら運転している子を今でも見ます。安全とスマホを見ることの区分、区別もちゃんとできていない、その怖さをちょっと感じています。子ども、若者にかなり影響するものなので、具体的な取組をぜひしっかりよろしくをお願いします。

**森委員外議員** 2点伺います。

まず、主要な施策の成果89ページです。

こちらに青少年健全育成対策事業とあります。この中の主な事業内容の③再犯防止推進に関する経費の部分について伺います。

さきほど福祉保健部でもこの再犯防止に関する質問をしました。それは地域生活定着支援に係る事業についてです。それが約2,600万円ほどの事業で、平成22年ぐらいからやっています。

ただし、この再犯防止に関しては、生活環境部が再犯防止推進計画の策定などに主体的に関

わっていただいたということで、主管部局である生活環境部にお尋ねします。

この中で、令和2年度再犯防止に関する経費がどれぐらいだったのか、推進活動の内容がどのようなものだったのかをお尋ねします。

次に、主要な施策の成果の124ページです。

さきほど部長からも話があった小規模給水施設水源確保等支援事業についてです。

市町村における中長期整備計画の策定が行われているということです。これについて、令和2年度までの実績、もし策定市町村が分かれば、また、現在策定している市町村等が分かれば教えてください。

**寺川私学振興・青少年課長** 再犯防止推進に関する経費についてお答えします。

再犯防止推進は、地域社会全体で支えることが必要であることから、県はもとより、司法矯正機関、専門機関などの国の機関と更生保護関係団体、就労支援機関、当事者、支援機関などでの取組が重要となっています。そのため、県では平成31年4月に大分県再犯防止推進計画を策定し、16の関係機関・団体で構成する大分県再犯防止推進協議会及び県の関係各課15課で構成する大分県再犯防止推進協議会幹事会によって、お互いの取組や実績を報告するなど、情報共有や連携強化を行っています。

生活環境部の再犯防止推進に関する経費は、大分県再犯防止推進計画の進捗管理検証等を行う大分県再犯防止推進協議会の開催に要する経費であり、会議の開催経費だけなので、令和2年度の決算額は7万150円となっています。

**中田環境保全課長** 小規模給水施設水源確保等支援事業における中長期整備計画についてお答えします。

まず、中長期整備計画ですが、各市町村が水道未普及地域における水問題把握のための調査を行い、その解決に向けて策定するものです。

水源確保等の事業を行う場合の補助の要件としている計画となっています。

計画の策定実績ですが、令和2年度までに5市と1町が策定しています。この5市1町については、別府市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、

宇佐市、それから、九重町となっています。このうち4市が本事業を活用して計画を策定しています。令和2年度は、この5市1町において小規模給水施設の整備に対する補助を実施しています。

**森委員外議員** まず、再犯防止に関することで再質問します。

再犯防止に関する経費については、令和2年度の決算額597万8千円のうちの7万150円ということでもちょっとびっくりしています。再犯防止推進計画は2年前にできて、各団体との調整とかもしなければならぬのですが、この予算の取組で十分なのか、見解をお聞かせください。

また、計画では令和5年度までに再犯者50人以下を目標としているとあります。この計画管理はどのようにしているのか、それに対しての現状について教えてください。

小規模給水施設の件です。策定市町村は分かりました。これはニーズが非常に地域の中では高い重要な事業ですが、事業概要にあるように、令和3年で一旦区切りを付けるとなっています。ただし、さきほどあったように、非常に各市町村でのニーズも高く、令和3年度予算も増額されています。このことから、令和4年度以降も引き続きこの事業の重要性に鑑みて継続の必要があるかと思いますが、その件について御回答をお願いします。

**寺川私学振興・青少年課長** 再犯防止推進に関する経費について、これで十分なのかという御質問をいただきました。

再犯防止推進計画については六つの重点課題が定められていますが、その中には犯罪を犯した方の就労、住居の確保、それとか保健医療、福祉サービスの利用促進などの項目があります。それぞれ構成する機関が、例えば、就労については、大分県で言うと商工観光労働部、ハローワークとかの機関が所管しており、住居の確保については大分県の土木建築部公営住宅室とかが所管しています。保健医療福祉サービスについては、福祉保健部の地域定着支援センターとかがやっています。本課の業務としては、こう

いった再犯の防止に対してはいろんな機関が絡んでおり、一つの課が全部の事業をするのはなかなか難しく、その内容を全体調整して進捗管理を行うことが重要な業務だと考えています。

2点目の目標値に対する進捗です。この計画の目標値については、新受刑者、新たに刑を受けた方の中で、再犯者数が計画期の令和5年度までに50人以下ということで目標を定めています。これが令和元年度に47人、令和2年度に42人ということで、既に目標については達成していますが、これはまた新しく受刑者とかの数が増えたりとか、なかなか不透明なところもあるので、定例的に関係各課で集まって連絡調整をしながら、進捗管理をしていく必要があると認識しています。

**中田環境保全課長** 小規模給水施設水源確保等支援事業が令和3年度までだが、今後どうするのかということのお尋ねです。

この事業は、平成21年度からスタートしており、困窮度が高く、早急な整備が必要な小規模集落等の水問題を解消するため整備してきました。さきほど森議員からもニーズが非常に高いという言葉をいただき、水道が未普及地域の水問題については、特に水源の確保等が最重要課題と捉えています。したがって、今後の水源確保等に向けた取組に対する支援の在り方については、さらに詳しい地域の現状の分析等を行いながら、市町村の取組状況も踏まえた上で検討していきます。

**森委員外議員** 水源確保はぜひ令和4年度以降の事業化までお願いしておきます。

1番目の再犯防止に関してです。この再犯防止に関しては、さきほど7万円ぐらいが生活環境部の決算額ということでしたが、調整する部局としてまだまだやるべきことがあるのではないかと考えています。というのが、この再犯防止に関しては、今までは国が主導し、また、地域の更生保護司、更生保護女性会等の組織が国と一体となってやっていたと思いますが、ぜひこの再犯防止推進計画をつくったということで、県も主体的に関わっていただきたい。特に社会を明るくする運動も県の主管がどこなのかはっ

きり分からない状況になっているかと思うので、そのあたりも含めて検討いただきたい。

福岡県は再犯防止を福祉部局が持っているんですよね。今日の午前中の話でもあったんですが、福祉の色が濃い部分もあります。また、その再犯する人の状況を見ると、そういった支援が必要だということもあるのですが、せっかく生活環境部が取りまとめていただけたということですが、連携をしっかりと取っていただくことが必要と考えます。

再犯防止推進計画ができた後に、福岡県は新たに再犯のサポートに関する立ち直りサポートセンターというのができて、実践事例集もつくっています。そういった予算の活用方法はいろいろあるかと思うので、主体的に生活環境部で取り組んでいただきたいと思います。この件について回答をお願いします。

**寺川私学振興・青少年課長** 私どもとしても、国の保護観察所とか保護司会の皆さまとよく連携して、社会を明るくする運動作文コンテストとかの事業を共催でやっています。

福岡県の事例については、私どももこれから勉強させていただき、再犯防止推進に関する対応について検討します。

**大友副委員長** ほかに委員外議員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔生活環境部退室〕

**大友副委員長** これより、内部協議に入ります。

さきほどの生活環境部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等があれば、お願いします。

**堤委員** さきほどもちよつと言ったけど、部落差別問題の同和対策事業の820万円は、十数年間ずっと変わっていないですね。その内容についても余り成果があると思えないし、そういう点では、来年度予算はばっさりと削減することを明確に書いてください。よろしく。

**大友副委員長** ただいま、委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** それでは、そのようにします。

以上で生活環境部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔労働委員会事務局、委員外議員入室〕

**大友副委員長** これより、労働委員会事務局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、労働委員会事務局長の説明を求めます。

**稲垣労働委員会事務局長** 労働委員会事務局の令和2年度決算について御説明します。

お手元の令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の297ページをお開き願います。関係する科目は、第5款労働費の第4項労働委員会費です。

令和2年度の決算としては、歳出合計欄にあるとおり予算現額7,529万6千円に対し、支出済額は7,348万8,400円で、不用額は180万7,600円です。

次に299ページを御覧ください。労働委員会費の内訳として、まず、第1目委員会費は予算額1,070万9千円に対し、決算額は984万6,960円です。

表の左から二つ目、事業別決算額を御覧ください。上段の957万8,400円は、委員報酬で、定例総会への出席や不当労働行為事件等審査の際に支給したものです。

その下の26万8,560円は、委員会運営費で、委員が個別労働関係紛争のあっせんや、各種会議・研修の参加など活動に要した経費です。

事業概要の上から6行目以降に、令和2年度中に扱った事件件数をお示ししています。

一番上、不当労働行為事件については、労働組合からの救済申立てに基づき、使用者が、労働組合法で禁止されている組合員への不利益取扱いや、団体交渉を拒否するなどの不当労働行為を行ったかどうかを審査し、救済命令を出したり和解勧奨を行ったりするものです。

令和2年度は1件あり、和解により終結しています。

二つ飛ばして、個別労働関係紛争あっせんについては、個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するため、労働委員会が双方の主張を聴き、双方の歩み寄りによる円満な紛争解決を図るものです。

令和2年度は2件で、1件が打切りで終結、もう1件が次年度繰越しとなりました。この繰越しについては4月に打切りで終結となっています。

第2目事務局費については、予算額6,458万7千円に対し、決算額は、6,364万1,440円です。

事業別決算額ですが、上段の5,736万3,198円は、事務局職員8人の給与費です。

その下の627万8,242円は、事務局運営費で、全国や九州ブロックでの会議や専門研修等への参加費用や、労働相談等の業務に従事する非常勤職員2名の人件費が主な内容です。

以上で説明を終わります。

**大友副委員長** 以上で説明は終わりました。こ

れより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**守永委員** 1点、事業別説明書の299ページの事務局運営費についてです。

労働相談業務等として非常勤嘱託職員を2人配置していますが、コロナ禍の下、相談業務にどのような変化があったか教えてください。

**稲垣労働委員会事務局長** 労働委員会事務局に寄せられた令和2年中の相談件数は211件となっており、前年比で3割ほど減少しています。うち新型コロナ関連の相談は6件で、休業手当や雇用調整助成金などの制度に関する問合せがありました。

令和3年に入り、9月末までで相談件数が247件となっており、令和2年の同期比で106件増、約1.8倍となっています。うち新型コロナ関連は17件で、経営の悪化を理由とする労働条件の不利益変更や整理解雇、休業手当の未払いといった具体的なものになっています。

労働委員会事務局では、コロナ禍で雇用環境の悪化や労使間トラブルの増加が懸念されることから、今年度改めて経営者団体や労働組合を訪問し、労働委員会のあっせん制度をPRするとともに、常時の相談会に加え、商工観光労働部とも連携し、5月と8月に集中労働相談会を開催しました。また、10月の個別労働紛争処理制度周知月間にあわせ、10月1日金曜日から7日木曜日までの土日を含む1週間に特別労働相談を実施しました。

今後とも労働相談やあっせん等を通じ、労使関係の安定に努めたいと思います。

**守永委員** 今、令和3年の現時点の数字を聞いて、昨年以上に——昨年は雇用者のいない企業が大きなダメージを受け、今年は雇用者のいる中小の組織が厳しくなってきたのが実態なのかなとも感じました。その辺、何かあれば教えてください。

**稲垣労働委員会事務局長** まず労働相談の内容の動きですが、令和2年で一番多いのはハラスメントとなっており、その次が退職とか解雇になっています。令和3年もやはり同じような動向にあるかと思っています。

一方、労働相談者の割合とか比率は、非正規雇用からの労働相談が、コロナ前の32%から令和2年は46%に上がっています。あと、女性からの労働相談の比率が37%から51%に上がっており、やはりコロナ等の影響等もあって、非正規や女性がいろいろ苦勞して相談に来ているのかなと感じています。

**守永委員** どうしてもコロナと結び付けがちですが、通常的な業務の悪化、環境の悪化を受けての相談が増えたということで、ある意味、労働委員会事務局の広報活動も功を奏したのかなとも感じました。これからも努力してください。

**大友副委員長** ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方からほかに何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** 別がないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって労働委員会事務局関係の審査を終わります。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔労働委員会事務局、委員外議員退室〕

**大友副委員長** これより、内部協議に入ります。

さきほどの労働委員会事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** ありがとうございます。特にないようですので、決算審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** それではそのようにします。

以上で労働委員会事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査及び5日から行ってきた部局別審査は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** 別がないようですので、ここでお諮りします。

審査報告の取りまとめについては、本日までの委員会審査における執行部との質疑などを踏まえ、正副委員長協議の上、委員会審査報告書の案を作成し、10月25日の委員会にてお諮りしたいと考えていますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友副委員長** それでは木付委員長とともに準備を進めます。

次回の委員会は、10月25日月曜日の午前10時から、第3委員会室で開きます。

以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。